

令和 8 年 2 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 8 年 2 月
第443回長野県議会(定例会)会議録 (第6号)

令和 8 年 2 月 26 日 (木曜日)

出席議員 (55名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（1名）

56 番 萩 原 清

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
副 知 事 新 田 恭 士
危機管理部長 渡 邊 卓 志
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部
交通政策局長 村 井 昌 久
総 務 部 長 須 藤 俊 一
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部
こども若者局長 酒 井 和 幸
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 小 林 真 人
産 業 政 策 監 田 中 達 也
産 業 労 働 部 長 米 沢 一 馬
産 業 労 働 部
営 業 局 長 田 中 英 児
観光スポーツ部長 高 橋 寿 明

観光スポーツ部
国スポ・全障スポ
大会 局 長
農 政 部 長
林 務 部 長
建 設 部 長
建 設 部
リニア整備推進局長
会 計 管 理 者 兼
会 計 局 長
公 営 企 業 管 理 者
企 業 局 長 事 務 取 扱
財 政 課 長
教 育 長
教 育 次 長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
警 務 部 長
監 査 委 員
選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長

北 島 隆 英
村 山 一 善
根 橋 幸 夫
栗 林 一 彦
室 賀 荘 一 郎
柳 沢 由 里
吉 沢 正
塚 本 滉 己
武 田 育 夫
松 本 順 子
清 水 寛
阿 部 文 彦
長 瀬 悠
増 田 隆 志
丸 山 昇 一

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 小 山 雅 史
議事課企画幹兼
課 長 補 佐 山 本 千 鶴 子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長
総務課庶務係長
総 務 課 主 査
総 務 課 主 任
総 務 課 主 事

萩 原 晴 香
村 田 吉 弘
東 方 啓 太
木 下 裕 介
菊 田 彩 夏

令和8年2月26日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。順次発言を許します。

最初に、丸茂岳人議員。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君）日本経済は、長く続いたデフレ局面から転換点にあると言われ、賃上げと成長の好循環が生まれつつあるとされています。

しかし、地方の現場では、円安による輸入物価の上昇や、エネルギー・資材価格の高騰が生活を直撃し、賃金の伸びが実感できない中で負担のみが増えているという声が強くあります。デフレ期のほうが暮らしやすかったという声すら聞かれる現実には、単なる景気の循環ではなく、経済構造そのものの変化を示しているのではないのでしょうか。

高市内閣は、2040年を目途に日本のGDPを1,000兆円まで引き上げるという方針を打ち出しています。これまで進んでこなかった官民一体となる成長分野への投資を積極的に行うというものです。このことに大きな期待があり、日本の未来がかかっているとも言えます。

一方で、人口減少が進み、労働力制約が常態化する社会においては、これまでのように規模の拡大によって成長を図るだけでなく、限られた人材で付加価値を高め、豊かさを維持する社会の転換も求められています。そのためには、賃金の原資となる生産性の向上、税の使い方の再検証、将来を見据えた人材政策、そして教育環境の整備を一体として考える必要があると思います。

以上の観点から、長野県がこれからどのような社会の姿を描き、その実現のためにどのような優先順位で政策を進めていくのか、順次お伺いいたします。

賃金と物価の関係について伺います。

現在、日本経済は賃上げが続いていると報じられておりますが、多くの方が発言されているとおり、地方の生活現場ではその実感は乏しく、むしろ生活費の上昇に対して所得が追いつかないという感覚が広がっています。特に、エネルギー価格や原材料費の高騰は、日々の暮らしだけでなく、中小企業の経営を圧迫し、その結果として賃金に回る余力が生まれにくい状況が続いています。

長野県の総合計画においても稼ぐ力の向上や持続的な賃上げが掲げられていますが、現場の実感との間にはまだ大きな距離があると思います。この問題は、一時的な物価変動だけではなく、地域経済の構造に関わる課題である可能性があり、その認識を共有することが政策の出発点になると考えます。

今地方で起きている物価は上がるが賃金は上がらない状況について、知事は原因がどこにあるとお考えでしょうか。人手不足の問題なのか。価格転嫁ができない問題なのか。それとも産業構造として付加価値を生み出しにくいのか。単なる一時的な現象か、構造的な問題なのか。阿部知事の御認識をお聞かせください。

こうした状況を踏まえ、県として国に最優先で求めるべき政策は何だとお考えでしょうか。地方の中小企業がきちんと値上げできる環境をつくるため、取引慣行の是正や投資支援などどのような方向の制度を求めていくのか。米沢産業労働部長に伺います。

また、県としてできることについてお聞きします。

これまで進めてきたデジタル化支援や人材育成が実際に付加価値の向上や賃金アップにつながっているのか、どのように検証しているのでしょうか。その上で、支援分野の重点化や高付加価値産業への転換など、産業構造そのものに踏み込んだ取組をどのように進めていくのか。米沢産業労働部長に伺います。

特に、低所得世帯においては、物価上昇の影響を最も強く受け、数年前と比べ生活の厳しさが増しているという声を多く聞きます。食料品やエネルギーなど生活必需品的な支出の割合が高い層ほど負担増の影響が大きく、賃上げの実感が乏しい中で、生活水準が大きく下がっていると感じる方も少なくありません。

また、資産を有する層は、投資機会を通じて資産形成を進めやすく、結果として富の偏在が拡大し、格差が固定していく傾向も見られます。2012年の日本のGDPは490兆円でしたが、当時の日経平均株価は1万円を切るレベルでした。現在の日本のGDPは600兆円を超えていますが、日経平均株価は6万円を目指すところまで来ています。15年でGDPは1.2倍の成長

に対し、株価は6倍まで開いています。これは、富める者とそうでない者の格差とも言える数字かもしれません。

もちろん、こうした日本企業の成長がなければ、年金運用の悪化や企業の弱体化、雇用減少など、日本全体が沈む局面になっていたことも事実だと思います。一方で、この格差が広がり続ければ、将来への希望の持ちにくさや社会的な不満の蓄積につながり、地域社会の安定や活力にも影響を及ぼしかねないと懸念します。

本来、こうした格差の是正は政治の重要な責務の一つであり、少子化対策とも密接に関わる問題であると考えます。知事は、少子化を最大の課題と位置づけておられますが、同様に、富の偏在が生む格差社会の問題についてどのように認識しておられるのか。その是正に向けて、教育、所得向上の観点から国にどのような政策を求め、県としてどのような取組を進めていく考えか。阿部知事にお伺いします。

税の使い方と成長投資についてお伺いします。

新政権は責任ある積極財政を掲げ、冒頭で述べましたが、2040年に名目GDP1,000兆円規模を目指し、政府投資と民間の大規模投資を連動させる成長戦略を打ち出しております。これは、これまで十分に促されてこなかった企業の設備投資を後押しし、内部留保を投資に回す政策として大いに期待するところであります。

そこで、賃金の原資となる投資と財政の在り方についてお伺いします。

人口減少が進む地方においては、単に投資額を増やすだけでなく、その投資がどれだけ地域の付加価値や所得として残るかが重要になります。これまでの産業支援がどの程度雇用、所得、税収に結びついたのかを検証し、次の政策に反映していく段階にあると考えます。さらに、我々の税金が何のためにどのように使われているのかという県民の視点もこれまで以上に強くなっていると思います。

そこで、税の使い道の見える化が一層求められる時代になっている中で、予算の使い方について県民の意見を広く聞くとともに、県民の皆様から徴収した税金をどのように県民の暮らしのために使うのか、より丁寧に説明していく必要があると考えますが、知事の御所見を伺います。

次に、これまで行ってきた投資について伺います。

長野県においては、これまで、航空宇宙産業など特定分野への産業投資を進めてきましたが、県内付加価値、雇用、税収への効果をどのように総括、検証しているのか。その上で、今後地域経済へ波及効果をもたらす分野をどのような視点で選定していくのか。あわせて、その際、行政だけでは投資という判断は極めて甘いと感じますが、金融機関など民間の知見をどのように取り込んでいくのか。米沢産業部長に御所見を伺います。

将来の成長につながる税の使い方について伺います。

現在、多くの補助金や給付施策が実施されております。生活支援として重要であり、行政として最も大切な仕事だと思っておりますが、徴収した税を将来の所得と雇用の拡大につなげていくという視点もより一層必要になってくると思っております。

そこで、単なる支出にとどめず、生産性の高い分野への投資や付加価値創出につながる施策へ重点化していくという観点について、県はどのような方針で予算配分を行っていくのでしょうか。御所見を須藤総務部長に伺います。

次に、企業誘致について伺います。

東京一極集中が様々な観点で議論されておりますが、税収の観点、雇用の維持、人材の流出という観点でも企業誘致は進めていくべきだと思います。働き方が変わり、人の移動が柔軟になってきたことで二地域居住の拠点の一つとして長野県が選ばれるまちづくりを目指していくことは大変重要ですが、一方で、企業が地元に進出してくるというのは、様々な観点で大変価値のあることだと思います。

基本的に、企業誘致は基礎自治体の役割が大きい分野ではありますが、県全体の産業構造や税収に与える影響は極めて大きいと考えます。

そこで、広域インフラ整備、人材供給、規制の調整など県が担うべき役割をより積極的に果たすことで、長期的な税収確保につながる投資を促進すべきではないかと考えますが、県として企業立地を進めていく上でどのような役割が期待されていると考えているか。米沢産業労働部長に御所見を伺います。

次に、進出企業による人流や交通量の増加に合わせたインフラ整備に関しては、基礎自治体とこれまで以上に連携強化して取り組むべきと考えますが、県のお考えを栗林建設部長にお聞きします。

次に、長期的な地域の持続性についてお伺いします。

人口減少と高齢化が進む中、地域社会はこれまでの延長線上の仕組みでは維持が難しくなる局面に入りつつあります。労働力不足は既に産業活動に影響を及ぼし始めており、将来的には地域経済の規模そのものに関わる問題になることが懸念されます。

このような状況においては、単に人口減少を前提として縮小均衡を受け入れるのか、それとも、生産性向上や人材政策によって経済規模と豊かさを維持していくのか。県としての将来像を明確に示す必要があります。特に、人材確保については、国内人材だけでなく、外国人材との関係性をどのように築くかが地域社会の在り方を左右する課題となると考えます。

総合計画では、人口減少下においても産業の稼ぐ力を高めることで地域の豊かさを維持することを掲げ、ものづくり分野と情報分野を中心に人材育成を進めるとしてあります。一方で、労

働力不足は今後さらに深刻化する見込みであり、人材確保は、単なる雇用対策ではなく、地域社会の持続性の問題となっています。

先ほど成長戦略について伺いましたが、そこで重要となるのが、県内総生産、すなわち地域がどれだけ付加価値を生み出していくかという視点であると思います。もちろん、数値目標のみを追うものではありませんが、県としてどの程度の経済規模と豊かさを将来像として描いているのか、伺います。長野県として目標とする社会、経済の姿をどこに置いておられるのか。知事の御認識をお聞きします。

また、その実現に当たり、深刻化する人手不足への対応が不可欠であります。女性や高齢者の働く環境整備は言わずもがなですが、既に地方の現場では外国人材に頼らざるを得ない現実もあると思います。一方で、単なる労働力確保という観点ですと、一時的なものとなり、多くの弊害を生むと感じます。そうした中で、優秀な人材の地域への定着という視点が必要であると感じています。そこで、外国人材を地域社会の担い手としてどのように位置づけていくのか。県の人材政策の方向性を伺います。

外国人が、単なる労働力としてではなく、地域の中で孤立せず、ルールをきちんと把握し、守り、暮らしながら働き続けることができる環境づくりをどのように進めていくのか。県の所見を直江県民文化部長に伺います。

長野県は、女性・若者から選ばれる地域づくりを目指しています。私は、外国人からも選ばれる地域づくりも必要な時代が来ると思っています。もちろん、野放図にそれを進めることには反対であり、治安の乱れを助長することは容認できませんが、優秀な人材が長野県を選んできてくれることは歓迎したいと思います。

そこで、優秀な外国人材が長野県で働きたいと思えるような環境づくりが今後一層必要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。米沢産業労働部長に御所見を伺います。

高校生の通学環境整備について伺います。

高校を選ぶ選択肢が多岐にわたる時代となり、それに伴い、通学事情も変化しているわけですが、その中で、高校生の原付バイク通学の状況についてお尋ねします。

従来は安全面や生活指導上の観点から制限が設けられてきましたが、交通ルールの遵守意識の向上や、車両、装備の安全性の向上も見受けられます。また、地区ごとに方針が異なる現状については、合理性の検証も必要ではないかと考えます。通学事情の変化を踏まえ、安全確保とのバランスを取りながら、原付バイク通学の在り方を県としてどのように検討していくのか。教育委員会の考えを教育長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、物価は上がるが賃金が上がらないことの原因をどう考えているのかという御質問でございます。

幾つかの要因が複合しているというふうに受け止めておりますが、まず、現在の物価上昇は、需要拡大によるものではなく、むしろエネルギー価格や原材料費の世界的な高騰、さらには為替変動の影響、こうしたことによるコストプッシュ型の要素が大きいというふうに受け止めております。

また、県内企業の大宗を占める中小企業におきましては、取引価格への十分な価格転嫁が進んでいない状況の中で、利益が圧縮されて、物価上昇を上回る賃上げ原資が確保しづらくなっているということ。さらには、長期のデフレ環境の下でコスト削減が優先された結果、設備投資やデジタル化、人材投資が伸び悩み、付加価値の創出、生産性向上が賃金上昇につながっていくという好循環を十分形成することができていないといったような複合的な要因であるというふうに思っております。我々は、今申し上げた問題意識をしっかりと持ちながら賃金が上がるような環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、格差社会についての認識と、国に求める政策、県としての取組という御質問でございます。

丸茂議員の御指摘にもありましたように、私たち政治、行政に携わる者としては、やはり全ての県民の皆様方の幸せのために働くことが重要であり、そのためにも、この格差の問題にしっかり向き合っていくということが極めて重要だというふうに思っております。

格差が生まれてくる要因としては、これも様々あると思えますけれども、今日も株価が大分上がってきておりますが、いわゆる資産を持っている人と持っていない人の格差がますます拡大している状況だというふうに思っています。

また、働き方も、先ほどの賃金が上がらないことにも関連いたしますが、安い雇用、非正規雇用が拡大したことによって雇用においても二極化が進んできているといった状況もあります。また、グローバル経済の中で、低付加価値の産業分野については、世界の競争が厳しい中で、賃金が上がらない、上げることができない、そういう実情があるというふうに考えております。こうしたことに我々も正面から向き合っていかなければいけないというふうに思います。

まず、対応としては、一つは、所得が低い方々への支援をしっかり行っていくということ。そして、この格差が固定化してしまうことがないようにしていくこと。特に、子供たち、孫たちまで同じように格差が引き継がれるような社会であっては、そもそも日本の社会が分断されて深刻な状況につながってしまうというふうに思いますので、世代間の格差の固定化が起きないようにしていくということが重要だと思っております。

低所得の方々への支援については、生活保護をはじめとする様々な支援があります。県としても、例えば、経済対策等の中では、低所得の皆様方への給付金の支給やまいさぼを通じた生活必需品・食料支援を行わせていただいておりますが、格差を固定化しないという観点では、やはり就労支援という観点も重要だというふうに思い、取り組ませていただいているところでございます。

また、格差が世代を超えて固定化しないようにするためには、やはり何よりも教育の問題が重要だというふうに思っております。

御指摘にもありましたように、教育費があまりにも高いということになると、どうしてもお金を持っている人だけが大学に進学できるといったようなことになってしまいますので、教育コストを下げていく、教育の機会を公正にしていくということが求められているというふうに思っています。

今回、国の取組もあり、公立高校も私学高校も授業料無償化の方向で取り組んでおりますし、保育料についても支援、また、給食費についても、まずは小学校分については市町村に対する支援を行うということで、従前に比べるとかなり教育費負担の低減に努めさせてきていただいております。引き続き、子育て、教育に対する負担の軽減については、国に求めると同時に、我々県としてもしっかりと意識をしていきたいというふうに思っております。

また、これまでも、県としては、例えば、若者の挑戦を応援する観点から県独自の奨学金制度を設けておりますし、また、生活保護世帯の子供に対する学習塾費用の助成といったようなことも県単独で行わせていただいております。引き続き、この格差社会を是正していく、また格差を固定させない、こうした観点で県として取り組んでいきたいと思っております。

また、国に対しては、より大きな税や社会保障制度の観点でこの格差の問題に向き合っていたいただきたいというふうに強く思っております。国民会議が今日から始まるというふうに報道されておりますけれども、いわゆる給付付き税額控除の問題をはじめとして、ぜひ社会保障制度や税の在り方の抜本的な検討を行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、予算の使い方について、県民意見の反映、そして丁寧な説明をしていく必要があるという御指摘でございます。

これまでも、政策対話や予算要求に対するパブリックコメント等を通じまして、県民の皆様の声施策に反映するよう努めてきたところでございます。また、来年度からは、県民の皆様からの事業提案を投票で評価し、その結果を予算案に反映する県民参加による提案・投票制度(仮称)の導入を予定しております。

また、県民への丁寧な説明につきましては、今回の当初予算におきましては、予算編成方針の段階から10のテーマに予算を重点化するというをお示しさせていただき、県民の皆様方

にもお伝えしてきたところでございます。今後とも県民の皆様方からより多くの御意見をいただけるようにしていくということが必要だと思っております。

そのためには、御指摘がありましたように、まず、分かりやすい、伝わる広報をより意識していかなければいけないというふうに思っております。発表資料も、我々行政に携わる者が分かればよいというレベルではなく、こういうところに県は力を入れているのだということがどなたにも分かるように工夫していくことがこれからますます重要になってきているというふうに思っております。

また、LINEでの情報発信も行ってきておりますが、この予算の内容も、様々な媒体を使ってお知らせしていくということが重要だというふうに考えております。

今後、様々な工夫をしながら、より効果的な発信に取り組んでいきたいと思っております。引き続き、事業構築、予算編成に当たりましては、対話と共創を基本にしっかり取り組んでいきたいと思っております。

最後に、県としてどの程度の経済規模、豊かさを将来像として描いているのか。また、県として目標とする社会、経済の姿をどう置いているのかという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン3.0でも掲げさせていただいておりますが、今、人口減少、価値観、ライフスタイルの多様化の中で、これまでの社会の延長線ではない社会をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

こうした中、経済的な繁栄はやはりベースとして必要だというふうに思いますが、それと同時に、環境と共生し、多様性が尊重され、健康で文化的な人間らしい生活が営まれる社会、県民の皆様方お一人お一人が幸せ、ウェルビーイングを実感いただける、そうした豊かな社会を目指していきたいというふうに思っております。

そうした中で、産業分野については、特に私ども長野県の強みとしての製造業、観光業、農業、こうした分野で具体的な目標値を定めて、それに向けて取り組んできているところでございます。

製造品出荷額の基準年次が2020年、2021年、そして目標年次が2025年あるいは2027年となっておりますけれども、製造品出荷額については2025年までに6.6兆円を目指そうという目標を掲げておりますし、観光消費額については2027年までに9,000億円という目標を立てておりましたが、これについては、先日も部長から御答弁いたしましたように、既に目標を達成して1兆円を超えてきているという状況であります。

また、農業農村総生産額については、3,700億円の目標に対して、一昨年度の段階で4,346億円ということで、これも既に目標を達成しております。いずれにしても、経済的な繁栄を目指すということがこのしあわせ信州創造プランの中でも一つの重要な要素になっておりますので、

引き続きこうした目標値も意識しながら経済の繁栄に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、社会、経済の姿と、先ほど申し上げましたように県民の皆様方が幸せを実感いただける社会、これは単なる物の豊かさだけではない心の豊かさということも我々は併せて追求すると同時に、自然と共に発展してきた長野県でありますので、環境との共生ということもしっかり意識をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私には5件御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、国に最優先で求めるべき政策、取引慣行の是正、投資支援など国に求める制度の方向性についてのお尋ねです。

中小企業が持続的に賃上げを実現するためには、賃上げの原資を確保できる環境整備が不可欠であると認識しており、国に対して最優先で求めるべき政策は大きく二つであると考えております。一つは、価格転嫁の適正化を軸とした取引慣行の是正の徹底、もう一つは、生産性向上につながる投資を後押しする強力な支援パッケージの拡充、これらを求める必要があると認識しております。

この観点から、県では、既に賃上げ原資の確保が十分とは言えない中小企業の経営基盤強化に向けた強力な支援、取引の適正化に向けた社会全体で価格転嫁を受け入れる機運の醸成、付加価値額の増加と労働生産性の向上に結びつく企業の収益力強化などの施策の充実を知事会などを通じて要望しているところです。

特に、価格転嫁の促進に資する取引慣行の是正については、本年1月に中小受託取引適正化法が施行され、発注者側の禁止事項の追加等の改正が行われたところです。法改正の趣旨が広く、特に発注者側へ認知、遵守されるよう周知徹底、厳正な法執行、違反行為への的確な指導の強化を国に強く求めてまいります。

あわせて、中小企業が賃上げの原資を確保する上では、付加価値額の増加や労働生産性の向上に直結する投資を積極化できる制度整備が重要です。今後国が策定する成長戦略において、大企業のみならず中小企業への強力な後押しを国にしっかりと求めてまいります。

次に、これまでの施策の事業成果の検証と産業構造そのものに踏み込んだ取組の進め方についてのお尋ねです。

デジタル化支援などの施策が付加価値の向上や賃金アップにつながっているかについては、労働生産性や製造業の従業者1人当たり付加価値額、県民1人当たり家計可処分所得を達成目

標として設定し、事業改善シートにおいて達成状況の把握、要因分析、課題の抽出を行い、その結果を施策の改善に反映しています。

直近の指標では、労働生産性は改善が見られる一方、物価高やエネルギーコストの上昇といった外部環境の影響もあり、製造業の従業者1人当たり付加価値及び県民1人当たり可処分所得は前回の実績を下回る状況となっています。この状況を踏まえ、令和8年度予算においては、生産性向上、人材確保等を通じた産業競争力の強化を重点項目として掲げ、高付加価値産業への転換を図ってまいります。

また、国の地域未来戦略に基づくクラスター形成において、県としても地域の強みを最大限生かしながら取組を進めることで、高付加価値型経済・産業構造への転換をさらに力強く推進してまいります。

次に、特定分野への産業投資の効果と今後の取組分野の選定についてのお尋ねです。

県では、これまで、航空機、医療、食品などを成長分野に位置づけ、企業の新規参入や事業拡大を支援してまいりました。こうした取組により、各分野への参画企業数、製造品出荷額等は増加し、労働生産性も上昇していることから、県内における付加価値向上はもとより、雇用の維持・拡大や税収面でも一定の効果が出ているものと考えております。

このため、これまでの取組により、県内に成長の基盤となる集積が形成された分野に対しては、県の強みとしてさらなる成長を促すための支援を行うことにより、その分野の成長はもとより、多分野への波及を促してまいります。

一方、本県においてははまだ集積が進んでいない分野においても、国の成長戦略等により今後の成長が期待される分野については、新たに支援を行うことにより集積を進め、本県産業の新たな牽引役となるよう成長を促してまいります。

その上で、今後の成長分野の選定に当たっては、地域固有の強みや特性、蓄積されてきた技術や人材、さらには市場動向を踏まえ、県経済に波及効果が大きい分野を見極めていくことが重要と考えております。このため、長野県産業イノベーション推進本部会議などの場を活用し、民間企業や金融機関の皆様から御意見を伺いながら県として進むべき方向性について議論を深めてまいります。

あわせて、国が進める地域未来戦略におけるクラスター形成の議論も踏まえ、本県の強みを最大限に生かせる成長期待分野を的確に見定め、取組を進めてまいります。

次に、企業立地における県の役割についてです。

県としては、企業誘致を進めるに当たり、県内産業の成長に資する貢献の度合いの判断をした上で、立地企業が求めるサプライヤーの情報提供、立地環境としての広域インフラの整備や人材の確保、規制調整など、立地を希望する企業が求める環境の整備を進めることが必要だと

考えており、これらの内容は、誘致を進める市町村だけでは対応が難しいものも多く、協働しながら積極的に関与していくことが重要であると認識しています。

これまでも、産業用地を造成する市町村や立地を検討する企業に対し、電力などのインフラ整備、人材確保、土地利用規制の調整に関する御相談に対応するとともに、立地後に県内企業や地域との連携を希望される場合には適切にマッチングを行うなど、必要な支援を行ってきたところです。今後とも、企業誘致に積極的な市町村や立地を検討する企業のニーズを丁寧に把握しながら、県としての役割をしっかりと果たし、企業立地の促進につなげてまいります。

最後に、外国人材が長野県で働きたいと思える環境づくりについてです。

外国人材に長野県を働く場として選んでいただくためには、適正な雇用条件と良好な職場環境の下、やりがいを持って働ける企業、つまり、キャリアプランをしっかりと定め、将来の自分が見定められるような企業をしっかりと育てていくことが重要だと考えております。

このため、県では、外国人材が県内企業に定着し活躍できるよう、企業の意識醸成と受入れ環境整備の支援に取り組んでまいります。具体的には、外国人材受入企業サポートセンターでは行政書士が在留資格制度などに関する専門的な相談助言を行い、外国人材受入企業マッチング支援デスクでは経験豊富なスタッフが外国人材採用に向けた支援を行ってまいります。

あわせて、外国人材を共に働く仲間として受け入れるため、日本語や技能の習得、キャリアプラン作成の必要性など、やりがいを持って働ける職場環境の整備につながるセミナーを実施するとともに、職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、企業の受入れ体制の強化を支援してまいります。さらに、新年度からは、外国人材が技能資格を取得する際に必要となる日本語能力の習得を促進するため、企業等が実施する日本語教育に対する新たな支援を開始し、取組の充実を図ってまいります。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）生産性の高い分野への投資や付加価値創出につながる施策への重点化という観点での予算配分についてお答えいたします。

県の総合経済対策、暮らしを守り、未来を創る長野県総合経済対策におきましても、暮らしを守る物価高騰対策と成長投資等による経済構造の転換を掲げており、県民や事業者の方々に変化する社会経済情勢に対応できるよう、両面から支援をしていくことが重要であります。その上で、成長投資等による経済構造の転換に向けましては、生産性の高い分野への投資や付加価値創出の観点を重視しており、令和8年度当初予算案におきましても、成長が期待される分野への重点的な投資やスタートアップの創出、企業の成長を後押しする設備投資への支援などを盛り込んでおります。

これらの施策を通じまして、高付加価値型の経済産業構造への転換を促進し、将来の所得や雇用の拡大につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君）私には企業立地を支援する道路などのインフラ整備についてのお尋ねを頂戴しました。

企業立地に当たりましては、物流動線の確保やアクセス性の高さなど、道路をはじめとした社会インフラの整備水準が企業の立地判断に大きく影響するものと認識しております。このため、県では、広域的な道路ネットワークを形成する松本糸魚川連絡道路などの高規格道路や、インターチェンジ、産業団地へのアクセス道路など、企業活動を支えるインフラの整備に取り組んでいるところであります。

引き続き、企業立地による地域経済の発展に向け、市町村との連携を一層強化し、道路などインフラの整備を着実に進めてまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）外国人材に対する環境づくりについて御質問を頂戴いたしました。

地域に暮らす外国人県民は、就労目的で来県された方であっても、定住されている方であっても、同じ生活者であることから、こうした視点に立って外国人との共生のための施策を進めることが必要と考えております。

このため、県では、就労目的の方を含む県内に暮らしていらっしゃる全ての外国人県民を対象として、オンライン日本語教室の開催や市町村における人材連携型教室の開催支援を通じ、外国人県民が、日本語の習得に加え、日本の文化や生活習慣を学び、地域とつながる機会を提供しているほか、生活上の不安や困り事に多言語で対応するため、長野県多文化共生相談センターを設置し、外国人県民が安心して暮らせる基盤づくりを進めているところでございます。

議員御指摘の環境づくりを進めるためには、こうした取組を着実に進めることに加え、地域や職場において日本人と外国人との対話や交流等を通じた取組を自主的に進めていただくことが重要であると考えております。このため、日本の文化や生活習慣、ルールなどを教える場の提供などを目的に市町村や企業等が来年度実施いたしますパイロット事業の成果を検証し、県下で共有することで、外国人県民が暮らし、働き続けることのできる環境づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校生の通学環境整備についてのお尋ねでございます。

県立高校における通学環境、とりわけ原付バイク通学については、各校が保護者や地域の意見、周辺の交通事情、生徒の生活実態を踏まえ、安全を最優先として総合的な判断をしているところでございます。現在、ほとんどの学校が禁止または許可制としている状況でございます。県教育委員会といたしましても、こうした各校の判断を尊重しているところであります。

一方、今後は、県立高校の特色化や地域の交通事情の変化により、通学距離の増加や公共交通機関の乗継ぎ負担の増大など、通学環境の変化が予想されるところでございます。県教育委員会といたしましては、これらの事情を丁寧に把握した上で、生徒や保護者が安心して通学できる環境を確保するため、原付バイクでの通学も含め、地域や保護者の声を聞きながら、問題意識を持って校長会や生徒指導主事会等で議論を深めるよう指導してまいりたいと考えております。

〔20番丸茂岳人君登壇〕

○20番（丸茂岳人君） もろもろ御答弁いただきました。

我々日本人が改めて認識すべきは、日本は、世界のどの国と比べても、多くの面で優れ、平和で暮らしやすく、どの国にも負けない歴史と伝統文化があり、日本人であることに誇りを持つ国であるということです。

一方で、世界で最も少子高齢化が進んでいるという数値的な現実が閉塞感を生んでいる面もあると感じています。もちろん、数値的な側面を完全に無視はできませんが、未来に希望が持てない国では決してないと思っています。そして、地方においても、都会においても、チャンスは等しくあると思っています。

経済の規模を大きくして日本の底力を上げるという政策は、今やらなければいけない政策だと思いますが、格差を生む実態もあると思います。特に、地方行政は、この点をしっかり検証し、地方においても全体的な底力を上げつつ、本当に苦しい人に手を差し伸べることが政治の一番の役割であると思います。

誰からも不満の出ない完璧な政権運営や副作用の出ない政策は、何事においてもありません。しかし、今やらなければならないことをやるということ、そして、時に様々な意見反論がありながらも、日本が前に進む政策を実現していくこと。そのために長野県においては何が必要なのか、常に多くの意見を聞き、共に前に進めることが大切だと思います。世界における日本の存在と、その中で輝く長野県の未来を祈念しつつ、一切の質問を終えます。

○議長（依田明善君） 次に、山田英喜議員。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君） 上田・小県郡区選出の山田英喜です。

初めに、消防の広域化について伺います。

長野県では、平成20年に長野県消防広域化推進計画が策定され、県内を東北信エリアと中农信エリアの二つの消防本部体制とする方針が示されました。同年9月には、中农信消防広域化協議会が設立され、広域化に向けた協議が開始されましたが、その後、各自治体や関係団体において協議が重ねられたものの、最終的に広域本部の設置には至りませんでした。協議が中断に至った背景には、対象範囲や運営方式に関する合意形成の難しさ、さらには、制度面、財政面の課題などがあったと承知しております。

消防の広域化は、単なる組織再編にとどまるものではなく、消防力の強化、人員配置の効率化、装備の相互活用、さらには大規模災害時の対応力向上など、県民の生命と財産を守る体制の強化に直結する重要な議論であったと考えますが、全国に先駆けて検討が進められたものの、途中で協議が止まってしまったことは残念でもあります。

一方、現在、高知県では、人口減少に伴い、消防力の維持が困難となる地域への支援や災害対応の一元化、強化、さらにはコスト効率化を目的として、県内に15ある消防本部を一つに統合する広域化構想が進められております。

将来を見据えたとき、消防の広域化は避けて通れない課題であると考えます。しかしながら、実際に議論を進める過程においては、市町村、消防職員、消防団、そして地域住民の皆様に一定の影響が生じることも避けられません。だからこそ、その影響を可能な限り抑え、丁寧な合意形成を図りながら進めていく必要があると考えます。

以上の観点から、何点か伺います。

初めに、人口減少・高齢化が進む中、消防隊員の確保や専門性の維持が全国的な課題となっており、消防の広域化の実現につながるものとして消防の連携協力を進めていくことが考えられますが、本県においても、長野市と須坂市で消防指令センター業務の共同運用が本年4月から始まる予定です。こうした動きの中で、消防の広域化に関する県の現時点の考えと今後の方向性について伺います。

続いて、広域化を進めていく中でも、地域消防団の役割は一層重要になると考えます。県として消防団の役割、活動意義をどのように位置づけ、山間部が多いという地理的条件が厳しい中で消防団員の士気や地域防災力を低下させないためにどのような支援を行っていくか、見解を伺います。

続いて、消防広域化を進めるに当たり、デメリットの影響を極力抑えるための方策について提案をさせていただきます。

消防の広域化において大きな課題となるのは、職員の職位の変更、勤務地の異動、給与体系の変化などです。給与体系については、原則として高い水準に合わせていくことが望ま

しいと考えますが、それに伴い、人件費の増加が見込まれることから、国の財政支援制度の最大限の活用や新たな支援措置の要請など、財源確保の努力が不可欠であります。

職位の問題では、特に所長などの幹部職員については、急激な変更は組織の混乱を招きかねません。そこで、例えば5年程度の移行期間を設け、現在の職務を全うしていただく仕組みとすることで円滑な組織再編が可能になるのではないかと考えます。

続いて、勤務地については、原則として採用された地域での勤務を基本としつつ、希望を取って、勤務地の変更が可能な方には柔軟に対応していただく体制を整え、その上で、今後の新規採用については、警察や教員と同様に長野県全域での異動を前提とした採用へ移行しながら、隊員確保が困難な地域を計画的に支えていき、20年から30年という中長期的な視点で広域化の完成形へと移行していくことができれば、これまで懸念されてきた課題に対する混乱は最小限に抑えられるのではないかと考えます。

現状のままでは、消防体制を維持していくことが難しくなるのは明らかです。だからこそ、この案に限らず、あらゆる角度から課題を洗い出し、関係者の不安を丁寧に払拭しながら理解を求めていく姿勢が必要であると考えます。

そこで、広域化を進めていく中で、職員の職位、給与体系の変化や勤務地の異動が特に懸念されますので、現行の体制から広域化への移行期間を活用し、こういった部分への影響を必要最低限にとどめるべく配慮が必要と考えますが、所見を伺います。

また、広域化を進める上で、市町村によっては財政負担が大きくなることが懸念されますが、国の財政支援制度の活用見込みや県独自の支援策を検討する予定があるか、伺います。

続いて、広域化に絡めて、救急搬送について1点お伺いします。

高齢化や核家族化の影響もあり、以前のように具合が悪くなった場合に家族に相談をして救急車を呼ぶかどうかの判断が難しく、仕方なく救急車を呼ぶことも増えている事例などから、本県における救急搬送においても約4割は軽症であり、全国的に緊急性が低いケースでの救急車の出動件数が増加しています。その結果、現場への到着の遅れや救急隊員の不足につながっています。

こうした中で、横浜市では、電話を受けた際に症状を5段階に分類し、緊急度に応じて隊員の人数を調整する取組を行っています。広域化を進めていくと、カバーする範囲が広がる分、横浜市のような隊員人数の調整は効果的と考えますが、本県においてもこうした取組を検討していく余地があるのか。渡邊危機管理部長に伺います。

続いて、金属盗難対策について伺います。

近年、金属盗難は全国的に増加傾向にあります。統計を取り始めた令和2年以降、その被害は拡大を続けています。被害品目の内訳を見ると、半数以上が金属ケーブルであり、銅価格の

高騰を背景に被害が深刻化しています。

令和5年に発生した金属盗難の被害総額は約132億円に上り、そのうち金属ケーブルが約110億円と全体の8割を占めております。材質別では、銅の被害が約98億円と大半を占めている状況です。特に、太陽光発電設備に接続されている送電線を切断する手口が多発しており、発電事業者のみならず、地域のインフラにも大きな影響を及ぼしています。

令和5年の認知件数では、茨城県、千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県の上位5県で全体の半数を占めており、いずれも本県と隣接または近接する地域であります。そこで、初めに、本県における金属盗難の発生件数及び被害額の現状、そしてその推移について伺います。

本県における金属盗難の認知件数は、令和2年から令和6年までの4年間で約2.5倍に増加していますが、この増加ペースをどのように分析し、治安維持の観点から現在の事態をどう認識しているか、伺います。

続いて、犯行主体の変化と日本の若者が犯罪の実行役として巻き込まれないための取組について伺います。

これまでに把握されているデータによれば、金属盗難における検挙人員に占める外国人の割合は令和5年で60.7%に達しており、令和6年はさらに増加傾向にあるとされています。また、茨城県などの事例では、逮捕されたカンボジア人7名のうち6名が不法残留状態であったと報告されています。さらに、新聞報道では、カンボジア人やベトナム人が盗んだ金属を中国系の違法金属スクラップヤードが買い取っている実態についても言及されています。

そこで、全国的には金属盗難の犯行主体の半数以上は外国人であり、これは、外国人の受入れを進めてきた一方で、その後の適切な管理やフォローアップが追いついていないことを示唆していると考えます。今後、犯行主体である外国人グループが日本人協力者を求め、そこに犯罪の実行役として地元の若者が巻き込まれるといったケースや、場合によってはそのような犯罪がもうかるとの情報を得て犯行に及ぶなどが想定されますが、若者が犯罪の実行役とならないための取組について見解を伺います。

また、金属盗難は、盗難品を現金化させる出口を塞ぐことが最も効果的な抑止力であると言われていますが、不適切な買受け業者を特定した場合、または特定するために、警察としてどのような立入検査や指導を行っているのか、伺います。

続いて、長野県議会において長野県資源循環保全協会の皆さんと懇談をさせていただいた際にも、金属盗難の対策を要望としていただきました。その中で、盗難の情報などを共有してもらうことで、協会の皆さんも、警戒することに加えて、抑止力につながるの御意見がありました。県警においては、捜査情報など開示できない部分もあるかと思いますが、盗品の持込みを即座に通報させるためのネットワーク構築を進めるべきと考えますが、どう進めていけるか。

見解を伺います。

加えて、東南アジアや中国など日本国外においては、リサイクル業がライセンス制となっているなど、参入ハードルが非常に高い一方で、日本国内では、金属リサイクラーとしての包括的な許認可制度が存在しないため、参入ハードルが比較的低い状況にあります。また、各国で輸入規制が強化される動きがある中、日本でリサイクル業を始める海外事業者が増加しているとの指摘があります。それに伴い、一部では、悪質な業者の存在も問題視されています。

当然ながら、各種法令を遵守して営業している適正業者は、法令を守らない不適正業者との価格競争において不利な立場に置かれることは言うまでもありません。また、金属盗難は、犯行現場と換金場所が県境をまたぐ広域犯罪とも言われます。そのため、ある県が対策を強化すれば取締りの緩い地域へ犯行グループが流入するという、いわゆるたちごっこに陥るおそれもあります。

そのような中、東北6県では県境をまたいだ連携を進め、これにより検挙率が著しく向上していると言います。本県においても、近隣県と足並みをそろえ、広域的な捜査情報の共有や県境をまたいだ共同パトロールの枠組みを構築するなど、近隣県と連携した取組の模索、構築が必要と考えますが、ここまです阿部警察本部長に見解を伺います。

続いて、盗難など明らかに犯罪に該当する事案については捜査権限を有する警察が主体となるべきものであり、行政が直接的に対応することは一定の限界があると考えます。しかし、一方で、産業廃棄物の適正処理に関しては、立入検査の権限を有し、現場の状況を最も身近にかつ継続的に把握できる立場にあるのも環境部であります。だからこそ、環境部が現場の実態把握に努め、関係機関と緊密に連携しながら、未然防止の観点から対応を強化していくべきではないでしょうか。

そこで、盗難品を現金化させる方法の一つとして、リサイクル業者などへの売却が挙げられます。警察の取締りのみでなく、行政としても業者に対する注意喚起などの取組が必要と考えますが、所見を環境部長に伺います。

続いて、長野県における外国人住民の受入れの在り方について伺います。

先ほど質問した金属盗難においても全国的に外国人が関わっているケースが多い中で、知事の本会議議案説明では、外国人に関わる課題については市町村への支援をしていく、または国へ制度設計を求めていくなどの説明がありました。他者任せではなく、県としての取組も必要と考えます。現在、県民文化部を中心に、外国人にとって生活しやすい各種施策を行っている中で、不法滞在などの罪を犯す外国人に対する対策も併せて実行していくべきと考えますが、所見を伺います。

また、現在検討されている人権尊重の社会づくり条例（仮称）について1点伺います。

今回取り上げた金属盗難の問題に限らず、実際に外国人住民の増加に伴い、外国人との交通事故や生活騒音などにより困り事を抱えている県民の声も少なくなく、私自身もこうした相談を受けております。

例えば、文化的背景の違いにより、家族ではない複数人で一つの住宅に居住するシェアハウスが一般的な国もあります。また、週末に仲間同士で音楽を流し、バーベキューを楽しむことが日常的な文化の国もあります。その出身者にとっては悪意がなく、自然な生活様式であったとしても、隣接する日本人住民にとっては大きな生活上の負担や迷惑となる場合があります。その結果、感情的な摩擦が生じ、国に帰ってほしいといった強い思いを抱く日本人が出てしまうことも現実としてあります。そうした感情をSNSなどに書き込んだ場合、現在の社会状況では、人権擁護の観点から、日本人側の発言がヘイトスピーチと受け取られる可能性も否定できません。

そこで、人権尊重の取組を進めていく中で、実際に被害を受けている日本人に対する対策の検討があるのか。現況について阿部知事に伺います。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には消防の広域化について5点質問をいただきました。順次回答させていただきます。

まず1点目、消防の広域化に関する県の現時点での考え方と今後の方向性についてでございます。

昨年11月の県と市町村との協議の場で、持続的・安定的な消防体制を確保する観点から、その手法の一つとして、消防の広域化について県と市町村が共に検討を進めていくことについて確認を行ったところです。今後、本県の地域事情を考慮しながら、持続可能な消防体制の確保に向け、広域化や連携協力といった幅広い選択肢を視野に入れつつ、市町村の意見も丁寧に伺いながらしっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目。消防団の役割、活動意義と消防団員への支援についてでございます。

消防団の皆様には、特に山間部での火災、大規模災害で、常備消防のみでは対応できない場合に加え、常備消防が到着するまでの初期消火や避難誘導といった活動において、消防の広域化にかかわらず、地域防災力の中核としての役割を担っていただく必要があるものと考えております。

昨年度、県下の全消防団員を対象にアンケート調査を行ったところ、消防団活動に対する負担感軽減や地元企業への働きかけを望む声を多くいただいたところです。このような御意見を踏まえ、消防団協力事業所の優遇措置による支援や信州消防団員応援ショップの拡充、操法大会における負担感軽減といった取組などを行っております。

加えて、来年度は、地区消防協会が実施する入団促進のための広報活動に対する支援や、消防学校における女性消防団員の受入れ環境の整備について現在予算案に計上させていただいているところでございます。引き続き団員確保や団員活動の環境整備について市町村や地域の皆様と共に進めていきたいと考えております。

3点目。広域化に伴う消防職員の人事、給与等への影響についてでございます。

広域化については、異なる人事・給与制度や財政制度を有する消防本部が統合されることから、転勤による勤務地をはじめ様々な影響が生じ得るものと考えております。

持続的、安定的に消防力を発揮していくためには、職員が安心して職務に専念できる環境を確保することが何より重要であり、市町村や消防本部の皆様と共に、このような影響をいかに緩和して円滑な広域化を図ることができるかを含め、今後検討していきたいと考えております。

4点目です。広域化に伴う財政支援についてでございます。

広域化の場合にあつては、市町村負担の見直しなどにより、財政負担がこれまで以上に多くなることも考えられることから、様々な財政支援制度を活用していくことが有効なものと考えております。現在、国では、広域化に対し、消防本部の統合整備に関する特別交付税や消防用車両の整備に関する有利な起債といった市町村に対する支援制度を設けているところでございまして、今後の状況に応じてはこのような制度を活用することが考えられます。

また、県独自の支援策としては、直近の上伊那地域の広域化の立ち上げの際に、システム環境の整備や協議会の運営経費等に対し県として支援を行ったところでございます。今後は、状況に応じて、このような対応をすることが必要かどうかを含め、市町村の御意見もお聞きする中で検討していきたいと考えております。

5点目。救急通報時における緊急度に応じた対応についてでございます。

議員から御紹介のありました横浜市の取組につきましては、救急出場件数の増加傾向に対し救急体制を確保する面から有効な取組であると考えております。一方、大都市部と本県において人口規模や地理的条件など救急を取り巻く状況が異なるところもあるものと考えております。

県では、救急車の適正利用に向けて、長野県救急安心センター#7119や小児救急電話相談#8000の取組を進めているところでありますが、今後の救急需要を踏まえ、持続的な消防体制の構築の検討において必要となる救急体制についても、市町村、消防本部と共に検討していきたいと考えております。

以上です。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）私には金属盗難対策について4点御質問をいただきました。

県内における金属盗難の認知件数につきましては、御指摘のとおり、令和2年は96件であり

ましたのが、令和6年には268件と約2.5倍となっております。近年、全国的に太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗をはじめとする金属盗が増加傾向にあり、過去の検挙事例等から、複数の不法滞在外国人等が関与し、その背後には指示役等の上位被疑者の存在も認められるなど一定の組織性がうかがわれ、また、犯罪から得られた収益が不法滞在外国人等の収入源となるなど、治安上大きな課題の一つとなっていると認識しております。

県警察では、被害が想定される場所や時間帯における警戒活動の強化、太陽光発電施設管理者等に対する盗難防止セミナーの開催、電気工事業者、資源回収業者等に対する防犯講話の実施等を行うとともに、令和7年6月に成立した盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定を活用しながら対策を推進しており、令和7年には、認知件数は198件と前年に比べ70件減少したところであります。引き続き取締りや被害防止対策を進めてまいります。

2点目。若者が犯罪の実行者とならないための取組についてお答えいたします。

県内においても、若者が犯罪グループと関わりを持ち、事の重大性を十分に認識することなく犯罪に加担してしまうケースが散見されるところであります。県警察では、こうした実態を踏まえ、低年齢層からの教育啓発が重要であるとの認識の下、小中高校等において非行防止教室を開催するなどして規範意識の向上を図っているほか、犯罪に加担しないよう呼びかけるために、若者の利用が多い商業施設等におけるチラシ、ポスター、動画等を活用した広報啓発、ウェブ広告の配信や県警公式SNSへの掲載等による情報発信等に取り組んでいるところであります。引き続き、教育委員会をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながらこれらの対策を推進してまいります。

次に、3点目、不適切な買受け業者対策についてお答えいたします。

県警察では、盗難金属類の買受けや流通を防止するために、金属くず商及び金属くず行商に関する条例の規定に基づき、随時金属くず取扱業者に対する立入検査を行い、金属盗難被害の情勢の説明や取引時における相手方の身分確認、帳簿の記載及び不正品の疑いがある場合の申告等に関する指導を行っているところであります。

また、ネットワークの構築についてであります。昨年の6月に成立いたしました盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の規定により、今後、特定金属くずである銅を取り扱う業者は、公安委員会に対して特定金属くず買受業の届出が必要となりますところ、事業者団体であります長野県資源回収事業協同組合等とも緊密に連携しながら、効果的な通報体制やネットワークの構築を推進してまいります。

最後に、4点目の広域犯罪に対する取組についてお答えいたします。

太陽光発電施設等における銅線ケーブルを対象とした金属盗事件の多くは、組織的かつ広域的に敢行されており、こうした犯罪に迅速に対応するためには、隣接県をはじめとする関係県

警察や警察庁との情報共有や連携は必要不可欠であると考えております。

県警察では、部門横断的なプロジェクトチームを設置し、組織的窃盗・盗品流通事犯対策を強力に推進しているところでありますが、この捜査の過程で得られた各種情報は、警察庁や他県警察と共有し、犯罪グループの実態解明や取締りに生かしているところであります。引き続き他県警察とも必要な連携を図りながら広域犯罪への対策を推進してまいります。

〔環境部長小林真人君登壇〕

○環境部長（小林真人君）県環境部による金属盗対策についての御質問でございます。

先ほど、警察本部長から、所管します金属くずの買受け業者に対する立入検査や指導等についての御答弁があったところでございます。

産業廃棄物処理事業者に関しましては、金属くず商と異なり、金属くずが持ち込まれても処理料金を徴収する立場であるというところではございますが、金属くず商を併せて営んでいる事業者が存在することも考えられることから、県環境部としましては、県内の産業廃棄物処理事業者で構成します長野県資源循環保全協会を通じまして、事業者にも金属盗に関する注意喚起や情報提供を行ってまいりたいと考えております。また、廃棄物処理事業者への立入検査におきまして、盗難金属ではないかとの疑わしい事案が確認された場合には、警察とも連携して対応に当たりたいと考えております。

このほか、お話にもございましたとおり、太陽光発電施設から金属ケーブルが盗まれる被害が多いことから、太陽光発電事業者に対し、県ホームページにおいて、フェンスや防犯カメラの設置などの防犯対策を引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には外国人政策に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、不法滞在等の罪を犯す外国人に対する対策も実行していくべきと考えるがどうかという御質問でございます。

ほとんどの外国人の皆様方は法やルールを守っていただいているというふうには受け止めておりますが、他方、御質問にもありましたように、一部の外国人による犯罪が行われているということも事実であります。こうした事実を踏まえて、県民の皆様方の不安に寄り添っていくということも我々にとって重要なことというふうに思っております。

県警におきましては、外国人による犯罪対策として、法令に基づく捜査、取締りはもとより、地域や企業、学校等を対象とした防犯、交通安全、防災についての講話などの広報啓発活動、また、雇用主等に対する不法就労防止の啓発等の取組を行っていただいているところでございます。

また、知事部局におきましても、外国人が日本の生活習慣やルールを理解できないことでトラブルやルール違反を起こすことがないように、日本語教室等においてこうしたことを学べる機会を提供しているところでございます。

先日改定されました政府の外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策におきましては、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指すという方向性が示されたところでございます。私どもとしても、この方向性を踏まえ、多文化共生の推進と県民の安全・安心の確保の両面から、データやファクトに基づき、調和の取れた外国人政策を進めていきたいと考えております。

また、私を本部長としております長野県多文化共生推進本部におきましては、新たに警察本部にも御参加いただくことで、知事部局と警察本部がより一層緊密に連携しながら対応していきたいと考えております。

続きまして、長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）における外国人のことをいろいろ発言するとヘイトスピーチになりかねないのではないかとという御質問でございます。

現在検討中の長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）におきましては、普遍的な人権尊重原理に基づきまして、何人も他人に対して人権侵害行為等をしてはならないということにしております。

しかしながら、交通事故や近隣トラブルにつきましては、これは国籍のいかんを問わず、法令に基づき、あるいは話し合いを通じて解決されるべきものというふうに考えております。また、ファクトやデータに基づく冷静な議論、冷静な発言まで否定されることがあってはならないというふうに思っております。

外国人は、言語や生活習慣の違いから、地域社会との間で誤解や行き違いが生じやすいことでもありますので、まずは生活習慣を十分理解していただくなど、我々としても受入れ環境を整えていくことが重要だというふうに考えておりますし、そうした取組を今後一層充実させていきたいというふうに思っております。今後とも、外国人政策をめぐって社会に分断が起きることがないように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔18番山田英喜君登壇〕

○18番（山田英喜君）それぞれ答弁いただきました。

消防の広域化については、手段の一つとして、今後、県、市町村が共に検討していくということでありました。進めていくとなれば、影響を抑えながらということ、引き続き検討をお願いできればと思います。

また、119番通報トリアージ、横浜市の救急搬送の優先度判定の取組ですけれども、こちら

を横浜市で開始したのが2008年10月からであります。阿部知事が横浜市の副市長を務めていたのが2007年から2009年ですので、まさに在任中に導入された制度かと思えます。そのときの知見なども生かして長野県バージョンでまた考えていただければと願うところであります。

また、金属盗難については、今後、関係団体と連携しながら情報共有し、検挙に努めていくというお答えがありましたので、引き続き動向をうかがっていきたいと思えます。

外国人受入れの政策については、先ほど丸茂県議からは、ルールをきちんと把握し、守り続けながら働き続けることができる環境づくりということでした。私の考えはそれに逆行するものではなく、そういうところは大変重要だと思っております。本県で外国人住民を受け入れる体制がしっかりできたからこそ受け入れていくということで、今、外国人住民の比率と日本人の比率で見ると、様々な面で少し課題があるのかなというところを指摘させていただきました。

現在、長野県の外国人住民は人口の2.3%ほどかと承知しておりますが、これまでのように国籍にかかわらず受け入れていったときに、どこまでを想定してどういう長野県の将来像を想定しているのかということについては明確に語られてくることがなかったのかなと。

例えば、5%なのか、10%なのか。国籍にかかわらずということであれば、100%。極端な例ではありますけれども、そういったところまで許容していくのかということ。

人口減少に対して、30年、40年も前からデータではこういう状況になるということが分かっていたのに、今このような大きな混乱を生んでいるということで、将来、気づいたら外国人住民が増え過ぎていたという状況に至ってから対応するのではなく、そういう目標も決めながら次の世代に安定した長野県を引き継いでいけることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（依田明善君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時16分休憩

午後1時開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）塩尻市区選出、改革信州の丸山寿子です。一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

前回の11月定例会においての一般質問で、ワインと食材のマリアージュ、相性を生かしたワイン振興について質問しました。今回は、信州のテロワール、土壌、地形、気候、また、栽培、醸造など、その土地の個性や風土を生かしたツーリズムによる振興について質問いたします。

長野県は、全国に先駆けて、平成14年（2002年）に県産ワインに独自の品質認定制度である長野県原産地呼称管理制度、通称N A Cを導入し、翌年の平成15年から認定を行ってきました。当時、日本にはワイン法がなく、外国産の原料でも国内で瓶に詰めれば日本のワインとされていましたが、長野県ではいち早くこのN A C制度に取りかかり、長野県産ブドウを使って長野県内で醸造されたもののみが審査の対象となっています。改めて地元の農産物であるブドウからワインが造られるのだということを再認識しました。塩尻市内でワインやブドウ栽培への関心が高まり、ワインアドバイザーを講師に、市民有志のワイン研修講座も始まり、座学のほかテイastingも開かれました。

平成17年（2005年）に、塩尻駅前を起点に、塩尻市及び関係団体でワイナリーフェスタを開催しました。市民はもちろん県内外からも多くの参加者があり、シャトルバスも活用しながらブドウ畑を見ながら歩くのを楽しみにしていました。当初の頃は秋の開催でしたので、ブドウの葉が色づくことや北アルプスをはじめとした山々に参加者は感動して歩いて回る姿が見られました。その後、秋はワイナリーが収穫や栽培で忙しいからということで、新緑の季節の開催に変更となっています。こうして始まったワイナリーフェスタは、今年2026年で20回目の開催になります。

平成27年（2015年）に国税庁の告示によって日本ワインが定義され、ワインラベルには、産地名、ブドウの品種名、ブドウの収穫年の表示基準などが定められるようになりました。ワインを生産しているほとんどの国にあったワイン法、その設置により日本全体がようやく変わり始め、日本中で地元のブドウを使った日本ワインが作られるようになりました。

その中でも、長野県はワイン用ブドウの栽培量が日本一で、その品質も高く評価されており、ワイナリー建設を目指す人が市内外から増えてきています。県は、2025年に信州ワインバレー構想を策定し、ワインの主要な産地として、桔梗ヶ原ワインバレー、日本アルプスワインバレー、千曲川ワインバレー、天竜川ワインバレーの四つを置き、ワイン産業の振興を図ってきました。さらに令和5年以降に八ヶ岳西麓ワインバレーが加わっています。

ワイナリー建設に至るまでに、新規に取り組むに当たり、農地の取得や土地を借りる手続等で手間取ったり、また、遊休荒廃農地であったところを切り開いたり、高齢になって畑を作れなくなった方から畑を借りて整備し直すことに苦労した例や、また、ワイン特区として新規参入した場合、小さなワイナリーとして少量でも醸造が可能になる利点はあるものの、その分収益は少なく、初期投資もかかるので、軌道に乗るまで苦しい時期が続くといった声を多数聞きます。

そこでお聞きしますが、幅広い裾野を持つワイン産業の発展は、観光や飲食をはじめとする様々な分野で地域経済を活性化させると考えますが、中核である個々のワイナリーが安定した

経営基盤を整えるための県の取組について米沢産業労働部長にお伺いします。

次に、ワイナリーを観光資源として活用することは長野県観光の強みであると考えますが、長野県産ワインの魅力を伝える人材の活用や、受入れ環境の整備などワインツーリズムの推進についてこれまでの取組状況と今後の方向性を高橋観光スポーツ部長にお聞きします。

また、令和9年には、JRと連携して実施する大型の観光キャンペーン、信州デスティネーションキャンペーンも控えており、その中でぜひワインツーリズムを取り上げ、その魅力を発信していただきたいと思います。信州の魅力を感じてファンになってもらえたらと思いますが、DCにどのように取り組んでいくかについて高橋観光スポーツ部長にお伺いします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）ワイナリーの経営安定に向けた県の取組についてのお尋ねです。

各ワイナリーが確かな経営基盤を確立し、安定的に事業運営を行うため、県では、金融機関と連携した経営力向上セミナーの開催、専門家派遣による個別課題の解決支援を行うほか、県ワイン協会や農政部等と連携した栽培管理・醸造技術向上セミナーの開催、工業技術総合センターによる個別技術指導など、経営、技術の両面から支援を実施しております。

さらに、経営基盤の安定化のためには、製品のブランド化による高付加価値化やそれに伴う安定した販路の開拓も必要であると考え、GI長野の認定による付加価値向上を図るとともに、販路拡大に資する商談会を開催するなど、経営安定化に向けた取組を進めております。今後も、地域の核となるワイナリーの経営基盤の強化にしっかりと取り組んでまいります。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君）私には2点御質問をいただきました。

まず、ワインツーリズム推進の取組状況と今後の方向性についてお答えいたします。

長野ワインの国内外での評価や個性豊かな質の高いワイナリーの増加を背景に、市町村やワイナリー等が連携して、県内各地で様々なワインツーリズムの取組が進められております。

議員からも御紹介いただいたように、循環バスでワイナリーやブドウ園を巡る塩尻ワイナリーフェスタや、複数の産地が広域的に連携し周遊を促す千曲川ワインゴーランドなど、自然や文化を楽しみながら地域の食とともにワインを味わうイベントが開催され、県内外からの多くの来訪者でにぎわっております。

県においても、土産店や宿泊施設等へのワインサーバー等の設置支援や、しなの鉄道「ろくもん」でワインを提供するツアーの実施など、旅行者がワインに親しむ機会の創出に取り組んできました。

また、長野ワインの魅力を伝える人材につきましては、各地域でも養成が行われてきておりますが、今年度、県観光機構、県ワイン協会が連携して地域のガイドやソムリエを対象にした

テロワールツーリズムガイドの養成研修を行ったところであります。

今後は、こうしたガイドの活用をさらに促すとともに、バス等を利用した周遊ツアー造成に対する支援や宿泊税の市町村交付金の活用などによりまして、ワインを核とした特色ある様々な取組が広がるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、デスティネーションキャンペーンでのワインツーリズムの魅力発信についてお答えします。

本県の特色あるワイン産地としての魅力を信州デスティネーションキャンペーンにおいても積極的に発信していきたいと考えております。具体的には、信州DCの特設サイトにおいて各ワイナリーで提供される体験コンテンツ等の具体的な情報や県下各地のワインツーリズムの取組を紹介するほか、全国のJRの駅などで配布する公式パンフレットに県産ワインの特徴や魅力を掲載するなど、情報発信に努めてまいります。

さらに、三大都市圏等で開催する観光商談会や、全国のJR、旅行会社の関係者が集まる全国宣伝販売促進会議等において各地域のワインツーリズムが旅行商品化されるように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。

冒頭で平成17年頃の塩尻桔梗ヶ原の様子を紹介しましたが、当時はまだ県内にワイナリーが限られていました。しかし、現在は、ワイナリーが増え、ワインバレーも増えたことから、それぞれの土地のテロワールを感じながら長野県内各地を回る楽しみが広がりました。各地には、自分のエリアなら案内や説明ができるボランティアもいると思います。そんなところにテロワールガイドの研修を受けた方々が加わってリードしていただけたらと思います。

長野県観光機構と長野県ワイン協会が共同でテロワールガイドの養成事業を行ってきたということをお聞きしておりますが、基礎研修や現地視察等のガイド研修を生かしてこうした養成ガイドを積極的に活用していただき、ワインを活用した長野県観光がますます推進していくことを願っております。

次に進みます。読書活動推進について伺います。

近年、インターネットやSNSなどの普及により、新聞や雑誌、書籍など紙媒体での活字を読む量が減って、活字離れの時代と言われております。欲しい情報だけを検索して得ているだけでは、読解力や情報の真意を見極める力、リテラシーが低下するが、逆に文章を紙媒体で見るとは、年齢を問わず、情緒力や論理的思考を高めるとの指摘があります。

身近な図書を気軽に利用することで、生涯学習の一環として人生を豊かにすべく、読書の推

進について質問いたします。

住民にとって、図書館に出向くのは、本との出会いのためですが、自分が何か調べたいとか好みの本を探したいというときにまず役立つのが、レファレンスです。図書館のカウンターで利用者が何々を調べたいと相談すると、図書館員が検索をして適切な資料の案内を行うサービスです。

また、相談された図書館にない本も検索して、他の図書館にあることが分かれば取り寄せてくれるのが図書館の相互貸借です。県立長野図書館においてレファレンスの活用や図書館の相互貸借などの図書館の利便性をもっと周知することで、県内公共図書館の利用者も増えると考えますが、どうなのかを武田教育長にお聞きします。

次に、県内全体の読書環境を豊かにするための取組についてお伺いします。

全国の約4割の市町村、特に町村部に公立図書館がなく、福島、沖縄、長野、熊本、高知、北海道の自治体の割合が多いと言われています。2025年時点では、256町村に図書館も書店もないとのこと。また、書店ゼロ自治体が多いのは1位が沖縄56.1%で、続いて2位が長野51.3%と聞き、驚きました。

図書館の減少の背景には、紙の書籍の販売不振に加えて、地方の人口減少も影響している上、長野県は自治体数が多いのも要因となっているとのことですが、次の2点についてお聞きします。

県内には公民館図書室等がありますが、公共図書館相互のネットワークによる図書館サービスは受けられるのか。また、公共図書館未設置自治体に対して県としてどのような支援ができるのかについてお伺いします。また、全市町村と県が費用分担して共同運営しているデジとしよ信州の活用状況と今後の方向性についてお聞かせください。

次に、地域の読書環境を豊かにしていくためには図書館と書店が連携していくことも大切であり、このような事例を広報し、活用できるものから県内に広げていくべきと考えますが、今後の取組についてお伺いします。以上3点を武田教育長にお伺いします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）読書活動推進について御質問をいただきました。

まず、県内公立図書館の利用促進についてでございます。

公立図書館が提供するレファレンスサービスや図書館の相互貸借制度は、県民の知的探究を支える重要な機能であり、議員御指摘のとおり、これらの一層の周知が県内公共図書館の利用促進につながるものと認識しております。

県立長野図書館では、レファレンス事例を国立国会図書館が全国の図書館等と構築しているレファレンス協同データベースに登録し、県民がインターネットを通じて幅広く活用できるよ

う支援しているところでございます。

また、相互貸借サービスでは、全国の図書館や大学から資料を取り寄せるとともに、他の図書館からの多様な借受け依頼に対応できるよう専門書や地域資料の充実に努め、知の共有に貢献しているところでございます。

今後も、レファレンスの活用や相互貸借の周知を一層進めるとともに、本を借りるだけでなく、居場所や交流、地域資料のアーカイブ化など、地域の学びや暮らしを支える多様な役割についてSNS等を利用して広く発信し、県民が生涯にわたり図書館を有効に活用していただけるよう取り組んでまいります。

続いて、公共図書館の相互ネットワークや未設置自治体への県の支援についてでございます。

現在、県内の多くの公民館図書室では、公共図書館相互のネットワークによるサービスを受けられるようになっておりますが、職員配置等の課題により十分なサービス提供が難しい状況があることも承知しております。また、県立長野図書館としては、公民館図書室への図書貸出しやレファレンス協力などを通じて住民サービスの充実に支援しているところでございます。

公共図書館未設置の自治体も含めた支援としては、県立長野図書館を中心に、公民館図書室を含む全市町村の司書の資質向上を図るための研修会の実施、地域で開催される会議等への講師の派遣のほか、公共図書館や公民館図書室等を訪問し、現場の課題やニーズの把握、実践活動事例の情報提供などを行っており、引き続きこれらの支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、デジとしよ信州の活用状況と今後の方向性についてでございます。

デジとしよ信州は、全市町村と県が共同で運営する全国で初めての仕組みとして令和4年8月にサービスを開始いたしました。令和7年10月時点で、蔵書数は2万5,161冊、登録者数は3万4,768人、累計貸出数は29万5,244冊となっております。また、朝8時台には朝読書等で10代の利用が多く、夜間には図書館の開館時間に来館が難しい30代から50代の就業者層の利用が多いなど、幅広い世代に活用されております。

今後は、学校との連携を一層強化し、探究県長野の学びを支える一つのツールとしての活用促進を図るとともに、多文化共生や読書バリアフリーの観点から、多様なジャンル、言語の電子書籍の充実や、障がい者とその家族を対象とした利用体験会の拡充などを進めてまいります。また、市町村が保有する地域資料についても電子化を進め、地域の知の蓄積と発信につなげてまいります。

引き続き県民がいつでもどこからでも電子書籍にアクセスし、生涯にわたって学びを深められるよう、全市町村と県が共同で取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、図書館と書店の連携の今後の取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、地域の読書環境を豊かにしていくためには、図書館と書店が互いの特性を生かしながら連携し、読書の魅力を地域に広く発信していくことが重要であると認識しております。

取組の一例として、今年1月には、県立長野図書館において、国の受託事業の一環で、県内の書店と図書館の関係者が一堂に会し、双方が置かれている現状や課題を共有するとともに、読書人口の拡大に向けた連携、協働の在り方を考える合同研修会を開催したところでございます。

今後も、県内外の先進的な取組を積極的に収集し、フォーラムや研修会等で情報共有を進めるなど、顔の見える人的ネットワークを構築しながら、地域の書店と図書館の連携協働が一層広がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えをいただきました。

レファレンスには、図書館司書や図書館員の存在が大きいと感じますので、サービス向上のためにも、スキルアップ、研修や資格取得等の支援や待遇改善の検討をお願いしたいと思えます。

また、御答弁の中にもありましたが、デジとしょの学校での活用、タブレットは集団で同じものを使っているような利点もあると思いますが、文字が読み取りにくい障がいの子供さんや大人、そして高齢者への活用も非常に有効だと思えますので、引き続きのお取組をお願いしたいと思えます。

塩尻市立図書館について紹介しますが、建設した2010年当時には、図書館建設の補助金がないことで、複合施設塩尻市市民交流センター「えんぱーく」内に移転、開館しました。そのことで、逆に、地域の特性を生かし、複合施設として多くの施設と同居していることを強みとする新しい図書館像を追求しつつ、図書館としての役割や機能を強化してきました。15年を経た現在も、貸出数や利用者、レファレンス数も多く、図書館は多くの人でにぎわっています。

このような例から、単独館でなくても、やり方によっては公民館とコラボした図書館にも参考になる点があるのではないかと感じるところです。

また、図書館法は、日本国憲法、教育法、社会教育法、図書館法と連綿とした法体系の中で、知的自由、図書館の自由がうたわれています。それらを全ての県民がひとしく享受できるよう、引き続きの県の取組をお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。高齢者施設の施設整備について3点お伺いします。

一つ目に、今後の高齢者人口の見通しを考慮しながら高齢者施設の整備を実施していく必要があると思いますが、県としてどのように進めていくのか、お聞かせください。

二つ目に、近年、大雨や地震などの災害が頻発している中で、災害時に避難が困難となることが予想される高齢者施設の利用者の安全確保を図るため、施設の防災・減災対策が必要であると思いますが、県の取組についてお伺いします。

三つ目に、人口減少により人材が不足している中で、介護の分野でもICT機器等の活用を進めていくべきと考えますが、現状と課題、今後の取組についてお伺いします。以上3点について笹渕健康福祉部長にお伺いします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

初めに、今後の高齢者施設の整備の見通しについてでございます。

高齢者人口の増加に伴い、介護需要が高まると見込まれる2040年に向け、各市町村では要介護認定者数を見込み、特別養護老人ホームなど必要な介護サービス基盤の整備を計画的に行っております。

このうち、高齢者施設について、県では各圏域別の介護需要のピークを見据え、市町村の施設整備計画との調整を図った上で必要な施設整備が行われるよう、令和6年度から3年間の第9期長野県高齢者プランに施設整備目標を設定し、これに基づいた支援を行っているところでございます。

なお、近年では、高齢者にとって多様な住まいとなる住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者住宅の整備も進んでいることや、特別養護老人ホームの計画的な整備などが進んだことにより、在宅における入所待機者数は減少傾向にあります。今後も、第9期高齢者プランに基づき、市町村と連携し、高齢者施設等の必要な介護サービス基盤の整備に取り組んでまいります。

次に、高齢者施設の防災・減災対策の取組についてでございます。

近年、自然災害が頻発している中で、高齢者施設の入所者等の安全を守るため、防災・減災対策を進めることは極めて重要であると認識しております。

県では、高齢者施設の入所者等の安全確保を推進するため、災害による停電に対する非常用自家発電設備の整備や、河川の増水等による施設への浸水や土砂流入を防ぐ止水板の設置などに対する支援を行ってまいりました。

加えて、昨年11月補正予算に計上した災害発生時においても介護サービスを円滑に継続できるように、飲料水等備蓄物資やポータブル発電機などの設備・備品の購入費用等を支援するサービス継続支援事業費補助金の執行に向けた準備を現在進めているところです。今後も、災害発生時における高齢者施設の入所者等の安全確保を図るとともに、必要な介護サービスを継

続できるよう、引き続き防災・減災対策を推進してまいります。

最後に、介護現場におけるICT機器等の活用についてでございます。

今後、介護需要の高まりと生産年齢人口の減少が見込まれる中、県においては、介護職員の離職防止、定着支援に向けたICT機器等の活用による介護現場の生産性向上が重要であると認識しております。

県では、これまで、介護施設において、職員の負担軽減や業務改善に資する見守りセンサーなどの導入支援を行ってきておりますが、各施設の実情に合った機器選定や業務改善への効果的な活用に課題があると考えております。

このため、昨年度、介護現場におけるワンストップ窓口である生産性向上総合相談センターを設置し、介護施設等からの相談対応、研修会の開催、介護ロボット等の機器展示会や機器貸出しといった支援を幅広く行っているところです。引き続き、ICT機器等の導入、生産性向上に関する取組を支援し、介護人材の確保と定着に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）お答えをいただきました。

昨今の物価高で、施設側も運営が厳しく、それにより利用者の経費が上がってしまい、利用者も苦しい状況であるという話をよく聞きます。

今までユニットケアを推進してきておりますが、多床室の利用でないと金銭的に無理であるというような話もあります。人口減少が進む中で、高齢者施設は、新築をどんどん増やしても、高齢者自身も今後減少していきますので、今ある施設をメンテナンスして活用すべきと考えます。

災害対応についても御答弁いただきました。大変重要なことで、力を入れていただきたいと思いますが、老朽化した施設の改修や空調設備のメンテナンス、あるいは入替え等で快適に命を守ることも昨今の気候変動の中で大切であると思います。

しかしながら、現状では、老朽化した部分は施設の運営費の中で管理者が維持管理費用を負担しており、現在、施設にはそのようなゆとりはなく、こうした現状の中で維持管理に係る改修費用についても補助していただけるように国に対して力強く働きかけていただきたいと思えます。

高齢者も住み慣れた地域で安心して暮らせる、そんな長野県であることを願い、一切の質問を終わります。

○副議長（中川博司君）次に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 共産党県議団、和田明子です。

まず、高校トイレの洋式化、改修について伺ってまいります。

高校の全ての特別教室等へ令和8年度、9年度でエアコン設置率100%。繰り返し質問で取り上げてきたことが予算化され、実施していただくことになり、歓迎しております。さらに、県立高校の環境改善として、トイレの洋式化を4年間と期限を定め計画的に進める提案には、大いに期待しております。

実は、今年1月に篠ノ井の更級農業高校の校長先生とお話をする機会があり、全ての特別教室などにエアコン設置がされるとお話をしますと、「それは大変ありがたい。さらに課題はトイレの洋式化です。いまだに和式便器のままです」とお聞きしました。

その後、更級農業高校に伺い、トイレを見せていただき、驚きました。いまだに全てのトイレが和式トイレであり、中には、改修されず、「使用できません」の貼り紙がされたままのトイレもありました。学校から改修の要望を上げ続けてきたが、ようやく稲荷山養護学校高等部の更級分教室がある1階は洋式化の予定があるとのことでした。

そういう状況の中で、新年度予算案に、県立高校学習環境改善事業、学校トイレの和式便器の洋式化に加え、臭いの解消、床の乾式化、衛生器具の更新、照明のLED化などトイレ設備の総合的・包括的な整備を行い、トイレ環境の改善を図るとのこと。来年度から令和11年度の4か年で和式トイレから洋式トイレへの整備を行っていくとのことですが、4か年の整備計画の中で、高校再編対象校も含め、どのように進めていくのか。お伺いします。

更級農業高校は、教室棟にトイレは全くなく、渡り廊下でつながっているとはいえ、東棟1棟しかトイレがありません。このような学校は、使えるトイレを確保するために、1階から3階の全てを単年度で改修実施できず、3か年に分割して工事がされるのか。そのような学校を優先して工事に着手することになるのか。お聞きします。

また、仮設トイレの活用も含め、単年度内に全ての階のトイレを改修することを実施することは可能になるのか。併せて教育長にお聞きします。

次に、長野県の歴史的資料について伺ってまいります。

令和3年度の請願採択を受けて準備を進めてきた長野県史は、戦後現代史を中心とした長野県史編さんに長野県150周年の節目の来年度から着手すること、さらに、県立歴史館において「長野県150年のあゆみ 県民の“お宝”公文書の世界」をはじめとする企画展を開催し、歴史学習の拠点として学びを深められるように取り組むとともに、今後の在り方について検討を進めていくと言われております。

150周年記念事業、県史編さんなどに関連して、史資料の受け入れ、収集、保管が重要な課題と思われます。一義的には県立歴史館に集約されることとなりますが、既に歴史館に保管さ

れている資料に加え、新たに収集される資料の保管ができるのか、危惧されます。

歴史館以外に資料保管のための新たな施設建設を行うのか。学校統廃合などにより、空き教室、空き校舎など県有施設の活用も検討するべきと思いますが、いかがか。伺います。

自宅の建て替え、空き家となっている住宅の処分のため、古文書をはじめ、民具を含む現存している史資料が廃棄処分されることも多く、新聞などの投書にもそのような実態が取り上げられております。

古美術買取業者により買い取られ、一般向けに売りに出される史資料もあり、古文書をはじめとする史資料の散逸が言われております。その現状をどのように捉えているのか、伺います。

自治体によっては、重要な資料であっても、予算が少ないため購入に苦労する。あるいは購入できずにいると言われております。県立歴史館においても、真田昌幸の書状を入手するため、クラウドファンディングにより、県内外の賛同者の協力によって、県民の宝がまた一つ地域に戻って県立歴史館に所蔵されることになったと地元紙の記事を興味深く読みました。史資料を集めるための予算を増やす必要があると考えます。見解を伺います。

史資料を受け入れ、収集する際にも、専門的判断が必要になり、かつては学校教職員などの中に研究を深め高い見識を持つ方々が多くおられました。今では少なくなり、各地にある史学会、史談会などの会員の高齢化と減少によって継続が困難になる会、解散する会もあります。大学の一部の研究者だけでは十分とは言えないと、史学会に関わっている方から御意見を聞いています。県立大学や信州大学など県内大学と連携し、地域の専門人材の養成を検討していただきたいが、いかがか。伺います。

せっかく収集しても、活用、公開されなければ宝の持ち腐れになると指摘する専門家がおります。最近では、もうかる文化財や稼ぐ博物館、文書館、資料館が強調される傾向があり、その公開においてイベント的な内容展示が増え、関心を持つ機会になっております。ただ、そのイベントだけに終わらせず、県民や地域住民に貴重な資料の存在を周知、公開するなどその後も関心を持ち続けていけるようにするには、県立歴史館への人的な配置も含め、予算的な措置が必要だと思えます。

資料の保存方法として長く使われてきたマイクロフィルムを唯一製造していた富士フィルムが、昨年末をもって生産を中止しました。資料の保存と活用のためにデジタル化の対策はどうか。オンライン公開を進めることも重要と考えます。対応方針はいかがか。以上を県民文化部長に伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 高校トイレの洋式化、改修について2点質問をいただきました。

まず、トイレ整備の進め方についてでございます。

新年度予算案に計上いたしました県立高校学習環境改善事業は、令和8年度から11年度までの4年間で、高校再編の対象校を含め、原則全てのトイレを洋式化するものでございます。校地未定となっている再編対象校を除き、普通教室、特別教室に設置されているトイレについては、便器洋式化に加え、床の乾式化、衛生器具の更新等を含めた総合的な整備を実施いたします。整備は、令和8年度10校、令和9年度及び令和10年度にそれぞれ22校、学校への聞き取り調査に基づく使用頻度の高いトイレから順次取り組んでまいります。また、体育館、屋外等に設置されているトイレ及び校地未定の再編対象校のトイレについては、便器洋式化を基本として順次整備を進めてまいります。

続きまして、洋式化率の低い校舎におけるトイレ改修についてでございます。

洋式化率が低く整備対象トイレの数が多いことにより複数年にわたって改修工事を実施する必要がある学校については、優先して整備を着手する方針でございます。複数フロアにまたがるトイレ改修を行う際には、基本的に下層層と上層層で工事期間をずらし、整備対象となる棟全体でトイレが使用できない期間が生じないように工期を設定していきます。

なお、代替トイレの確保が難しい学校においては、仮設トイレを活用することで短期間での工事実施も可能となるため、費用対効果や工事集中における学校生活への影響にも十分配慮しつつ、各校の状況に応じた整備計画を検討してまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）本県の歴史的資料につきまして私には4点の質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、県立歴史館における史資料の収蔵についてのお尋ねでございます。

平成6年の開館以来、長野県の歴史を語る上で貴重な史資料の収集を進めてきました結果、収蔵スペースの逼迫は深刻な状況となっております。そのため、既存の収蔵庫を有効に活用できますよう、利用頻度に応じた収納場所の変更など、収納方法の工夫を進めております。

また、歴史館が公文書館機能を併せ持つことから、特定歴史公文書につきましては、旧須坂商業高等学校の校舎を活用し、新たな収蔵庫として利用しているところでございます。しかしながら、今後も史資料の増加が見込まれますことから、将来予測も踏まえた収蔵スペースの確保についても歴史館の今後の在り方と並行して検討を進めてまいります。

2点目。史資料の散逸への認識と収集予算についてでございます。

史資料の散逸は、地域の歴史を語る上で重要な文化資源の喪失であり、歴史学の研究のみならず、現代の災害対策や地域文化の継承などにも影響を及ぼすもので、憂慮すべき事態である

と認識しております。

県立歴史館では、こうした古文書等の史資料の散逸を防ぐため、各地域の専門家16名を長野県立歴史館資料調査員に委嘱し、県内における民間所有の地域資料の所在や分布等について可能な範囲で調査を進めております。その中で、所有者から寄贈、寄託等の意向が示された場合には、地元市町村の意向を確認した上で、必要に応じて歴史館で受入れを行っております。また、来年度からは、古文書相談会を開催し、貴重な史資料の散逸防止に向けた取組を強化してまいります。

加えて、古書業者が所蔵する古文書等につきましては、公開されている目録を基に、県として所有することが望ましいと判断したものについて歴史館が計画的に購入するほか、関係市町村へ情報提供を行い、地域の文化財として活用いただけるように働きかけております。

歴史資料の購入予算につきましては、通常の歴史館予算に加え、先ほども御紹介いただきましたように、必要に応じてクラウドファンディングも活用しているところでございます。県内外の皆様に関心を寄せていただける史資料については積極的にクラウドファンディングを行い、史資料の散逸防止への理解と支援の広がりにつなげてまいりたいと考えております。

3点目。地域の専門人材の養成についてでございます。

地域で郷土史等の研究に取り組んでいる団体において、会員の高齢化や新規入会者の減少等により団体の維持等に課題を抱えておりますこと、また、地域の研究人材の減少が顕著となっていることは承知をしております。

こうした状況を踏まえ、県立歴史館では、平成29年度から中高生を対象としたティーンズ古文書講座を開講いたしまして、若い世代の歴史資料への関心を高め、将来的な専門人材の育成につなげる取組を進めております。

また、一般の方を対象とした古文書講座を年間25回開催し、受講者の習熟度に応じた学びの場を提供しております。受講者の中には、受講で得た知識や技能を生かし、様々な場面で古文書の整理作業等に従事していただいている方もいらっしゃり、地域における実務的な支え手としての役割を担っていただいております。

今後も、県立歴史館を核に専門人材の養成に努め、地域の歴史研究を支える人材づくりに取り組んでまいります。

最後に、収集した史資料の活用についてでございます。

県立歴史館が収集した史資料につきましては、常設展示における展示替えや企画展の開催を通じ、多くの皆様に御覧いただけるよう努めております。しかしながら、常設展示室は、竪穴式住居など歴史的な環境の復元展示が中心であるため、歴史を体感できるというメリットがある一方で、展示資料の入替えが限定的となり、多様な史資料の活用に課題があることも認識し

ております。

また、所蔵資料のデジタルアーカイブ化につきましては、現在、古文書を中心にデジタル化に取り組んでおり、デジタル化した資料の一部は県立長野図書館が運営いたします信州デジタルコモンズのサイトにて公開しているところでございます。

収集した歴史資料の活用の在り方につきましては、来年度から本格化する歴史館の在り方検討の中で、今後の展示やデジタル活用の方向性について包括的に考えてまいります。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁ありがとうございました。今後も御期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、次に、環境保全研究所安茂里庁舎についてお伺いしてまいります。

環境保全研究所は、令和10年度を目途に、安茂里庁舎に残る衛生部門を健康福祉部所管の地方衛生研究所として独立させる予定だと埋橋議員の代表質問への答弁がありました。地方衛生研究所として、地域保健法において、調査研究、試験検査、情報収集・整理・活用、市町村職員等も含めた研修指導などの機能と、国から感染症に関する国内外の科学的知見の収集・分析、検査技術や試薬等の開発・普及、職員の研修・技術的支援などが求められております。

私は、以前から、環境保全研究所が担う役割の重要性とともに、住宅密集地にあり老朽化が進んでいる安茂里庁舎の対策は喫緊の課題だと質問をしてきました。知事からは、県民の健康を守るため、県行政を科学的見地から支える中核拠点として重要な役割を担っていると御答弁、認識が示されたところでございます。

感染症対策を取っても、新型コロナウイルス感染症対策で重要な役割を担いました。その後も、感染症法施行規則改正に伴い、今年度当初から急性呼吸器感染症サーベイランスの対応など新しい課題に対して高い検査技術で的確に対処をしている環境保全研究所です。感染症だけでなく、食品・薬物等々、まさに県民の健康を守る唯一の衛生系の研究所であり、検査技術の継承のため、研究者の養成も担っておられます。ですが、老朽化が進む現在の安茂里庁舎では、健康危機管理の技術的拠点にふさわしいとは言い難い。

改めて伺います。令和10年度をめどに、安茂里庁舎に残る衛生部門を健康福祉部所管の地方衛生研究所として独立させる予定です。安茂里庁舎の移転・改修などの検討状況、見通しを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。健康福祉部長にお聞きします。

次に、福祉医療制度について伺ってまいります。

福祉医療給付事業では、新年度から精神障がい者の入院費も補助対象にすることは関係者の皆さんからの要望であり、共産党県議団としても質問を重ねてきましたので歓迎いたします。

私は、昨年2月定例会で、障がい者の福祉医療の現物給付化について質問をいたしました。その際、現物給付化には、まずは国民健康保険の減額調整措置の廃止が不可欠であり、国に対して引き続き強く求めていくとの答弁で、県は、国に対し、国民健康保険の減額調整措置、いわゆるペナルティーの廃止を求めていることは承知しております。

しかし、福祉医療制度では、障がい者の医療費は自動給付方式のため、病院、薬局などで一旦現金を支払わなければなりません。ある程度お金の持ち合わせがないと病院にかかれません。障がい者を抱えた世帯は貧困も抱えていることが少なくありません。医療が必要なときはお金の心配なく受診できる、医療へのアクセスは人権として保障されなければならないと思います。

新年度の福祉医療の予算額は、子供医療費が約23億円、障がい者医療費は約26億円です。障がい者の医療費助成が3億円余り上回っていることから、医療費の負担は重いものがあります。障がい者医療費を現物給付にするには、ペナルティーが障壁と言われております。減額調整措置が県の障がい者福祉医療にどのような影響を与えると捉えているのか。知事の御所見を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には環境保全研究所安茂里庁舎についてのお尋ねでございます。

環境保全研究所環境部門の飯綱庁舎への集約化に伴い、議員のお話にもありましたとおり、安茂里庁舎に残る衛生部門を地方衛生研究所として独立させる予定でございます。

この地方衛生研究所では、食品や医薬品等による健康被害への対応はもとより、新型コロナ対応の教訓を生かして新たな新興感染症の発生に備えた検査体制を拡充するなど、必要な機能、体制を整えていく必要があると考えております。

一方で、この安茂里庁舎は、老朽化や耐震性不足が懸念されるほか、立地的にも、周辺に住宅が密集し、建物全体が浸水想定区域に含まれるなど、様々な課題がございます。このため、全県から迅速に検体が搬送できること、また、効率的に検査を行うための面積、動線が確保できることといった立地・施設面の視点も踏まえ、移転も一つの選択肢として庁舎の在り方を鋭意検討しているところであり、できるだけ速やかに見通しをお示しできるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には障がい者福祉医療の現物給付化についての見解という御質問をいただきました。

障がい者を対象としているこの福祉医療の現物給付化につきましては、市町村や関係団体な

どからも多くの御要望をいただいているところであり、導入により受給者の経済的負担軽減、あるいは利便性の向上が図れるものというふうに考えております。

一方、御質問にもありましたように、現物給付化に伴って国民健康保険の減額調整措置が講じられることとなります。県の試算によりますと、年間で約13億円にも上る可能性があり、これだけ巨額の影響になりますと、国民健康保険、あるいはそれを支える自治体の財政にも多大な影響が出てくる可能性があるということで、このことがこの現物給付化を進める上での大きな課題だというふうに受け止めております。

県としては、まず、この現物給付化を進めるには国の減額措置の見直しが必須だというふうに考えております。県内市町村にも国に対して共に声を上げていただくよう呼びかけているところでございます。

また、このことは、国と地方公共団体の取組の方向性が合っていない、地方公共団体がやろうとしていることを国が阻害していると言えるような状況になっているわけでありますので、関係団体とも協働しつつ、制度の改正を粘り強く求めていきたいと考えております。

以上です。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君） 御答弁いただきありがとうございました。

ペナルティーが13億円に上る。これは、県にとっても重い決断をしなければならない課題でありますけれども、国のペナルティーが廃止されなければ県として一步も踏み出せないということなのかということで、とても残念ではあります。

環境保全研究所につきまして、昭和23年長野県衛生研究所設置以来、78年、様々な分野、新たな知見、技術の発展を科学的な見地から支える機関として地道に研さんを積み、職員の養成に御努力いただいていることに感謝を申し上げるところでございます。それにふさわしい施設をと要望いたしまして、質問を終わります。

○副議長（中川博司君） 次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君） 医療法改正に伴う対応について健康福祉部長に伺います。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題と称された人口構造に起因する課題は、そのジュニア世代が高齢者となっていく2040年問題へと向かっていきます。

この高齢者人口がピークを迎える2040年頃の医療提供体制を持続的に確保していくことを見据え、成立したのが改正医療法です。改正法では、地域医療構想の見直しが盛り込まれました。病床の再編・調整にとどまらず、入院、外来、在宅医療や介護との連携強化による医療提供体制を地域全体で構築することを明記しています。

また、都道府県による地域医療構想の必要量を踏まえた病床の調整協議など、医療法改正により、これまでより県の位置づけが強くなっていますが、新たな構想策定に向け、県ではこれまでとの違いをどのように認識され、今後どのように対応していくお考えか、伺います。

改正医療法では、医師の偏在是正のため、都道府県が重点的に医師を確保すべき区域を設定できるように規定されています。また、医師の手当増額への支援や都市部での無床診療所の開設の制限など、医師確保や機能配置の調整について従来より具体的な責任と裁量を持つこととなります。医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージが一部先行する中で、今後医療法改正に伴う施策をどのように実行していくお考えなのか、伺います。

医療のDXにつきましては、単なる事務の効率化のみならず、医療連携の質の向上や医療資源の最適配置に生かさなければなりません。地域間の情報格差や医療連携の質の差を縮めるための仕組みづくりに、県も主体的な関与・責任を果たさなければなりません。

医療法の改正では、国が主体となって医療DXを推進し、その大きな柱として、電子カルテの普及率を約100%とすることなどが掲げられています。普及促進に当たっては、小規模な医療機関や中山間地域での対応が課題となりますが、地域差が生じないように県としてどのように対応するお考えなのか、伺います。

続いて、在宅介護、健康づくりについて、こちらも健康福祉部長に伺います。

来年度を最終年度とする第9期長野県高齢者プランにおきましては、介護需要の高まる85歳以上の人口の増加を見据え、地域包括ケア体制の推進・深化を重点取組として掲げています。住み慣れた自宅や地域で暮らし続けたいという希望がかなえられる社会環境の確立のため、在宅等でのみとりの割合についてトップクラスを維持することが目標とされています。かつて全国1位であったこの割合は、2022年には11位となっています。

2024年度の介護報酬改定影響調査によりますと、訪問介護事業所の収入状況は、新たな処遇改善加算が創設されたものの、前年と比較し46.8%が減少し、訪問介護の経営の厳しさが明らかとなっています。介護人材の不足等により訪問介護事業所の休廃止が心配されますが、地域包括ケア体制の影響をどのように認識されているのでしょうか。また、第9期長野県高齢者プランにある在宅みとりに対する影響をどのように捉えているのか、伺います。

さらに、訪問介護サービスの提供体制について、地域間の格差も生じるのではないかと危惧するところですが、どのように実態を捉え、対策を講じていくのか、伺います。

高齢化率がピークとなる2040年に向けて、高齢者の医療需要が高まっていくことが見込まれます。いかにしてこの需要を抑えていくのか。予防医療に対する取組もさらに強化していかなければなりません。

現在、高齢者の医療費は入院が7割を占めています。また、入院する理由として、肺炎や骨

折が多くなっており、在宅医療における重症化予防の取組がますます重要となっています。こうした課題に対して、肺炎リスクのある高齢者や転倒・骨折の危険性が高い高齢者など、ターゲットを絞った予防医療の取組が必要と考えますが、県としてどのように取り組んでいくお考えか、伺います。

長野県版のエシカル消費の推進は、一般的な人権や社会、環境に配慮した物やサービスを選んで消費することにとどまりません。健康長寿県として、健康にも配慮した商品についても明確に打ち出していることが特色となっています。

信州ACEプロジェクトや信州ACE弁当、信州食育発信3つの星レストランの登録認証等をしあわせバイ信州運動にもつなげていく取組がこれまでも重ねられてきました。こうした取組において重要なのは、理念の普及止まりとせず、実効性を高めていくことであると考えます。政策の横断性をいかにして可視化していくのか。工夫が欠かせません。

現在は、ロゴやポスターによる啓発、協力店等の登録等が中心になっていますが、それが実際県民の購買運動や健康指標の改善につながっているのか、客観的なデータをどのように把握し、具体的な消費行動につなげていくのか、伺います。

また、信州ACE弁当、信州食育発信3つの星レストランなどの日々の購買行動から支える政策によって、県民の健康長寿を一層促進していくことが重要です。これらの取組は、健康に配慮した商品や県産食材を選ぶエシカル消費の推進にもつながり、県民の健康増進に寄与するだけでなく、県内飲食店や食品事業者の利用促進を通じて地域内経済循環にもつながる点で意義も大きいと考えます。こうした健康の向上に着目した取組を今後どのように強化していくのか。県の考えについて伺います。

防災・減災、また訓練について伺います。

災害時の救援や物資輸送に活用するため、ドローンの操縦を担う人材育成の動きが広がっています。民間団体では、防災に特化した資格や講座も広がりを見せています。

被災地においてドローンが注目されるきっかけとなったのは、一昨年、能登半島地震でした。道路の寸断で車が進入できない地域への物資搬入や被災した建物の内部調査、土砂が川の流れをせき止める土砂ダムの監視にも大きな機能を果たしました。災害時において、適切なタイミングでドローンを投入する運用体制の構築を図り、実効性を高めることが不可欠であると考えます。

一方、例えばボランティアがドローンを準備しても、自治体側からの具体的な支援・要請等がなければ、ドローンの機能を生かすことができません。県では、災害時におけるドローンの運用について、防災計画等ではどのように位置づけを行っているのでしょうか。また、運用に当たり、操縦者が不可欠ですが、運用や調整体制を構築するための民間団体との連携も広げ、

深めていくことが必要と考えますが、県ではどのように対策を講じていくのか。危機管理部長に伺います。

災害時におけるドローンの活用に当たりましては、フェーズフリーの理念も生かしていくことが重要です。平時においても様々な分野でドローンを活用しながら、社会的受容性を高め、災害対応にも生かせるような取組が必要です。機体、設備の維持やパイロットスタッフ維持への支援とともに、平時のドローンの活用を災害時にも生かしていく取組に対する県の考えについて企画振興部長に伺います。

昨年10月19日には、令和7年度の総合防災訓練が岡谷市において開催されました。国や県をはじめ110を超える防災団体関係の皆様が参加される大規模な訓練でありました。これまでの各種災害に対する教訓が取り入れられ、関係機関と地域住民が相互連携を図り、地域防災力向上に資することが目的とされました。複雑化する災害に対する教訓を踏まえて、いざというときの実効性を高めるための工夫を重ねていくことが大切です。

総合防災訓練ということで、メイン会場や多くの訓練会場において様々な訓練が設定された災害想定の下で行われました。私たち議員は、それぞれの会場の様子を巡回、視察させていただく機会をいただきました。一方で、それぞれの訓練会場において同時並行的に行われていることから、参加されている方々からは、他の訓練実施会場における実施種目の様子が全く分からないまま、理解できないまま訓練は進み、1日が終わるという御指摘もいただきました。

総合訓練でありますので、より実践に即した同時並行ということが求められます。一方で、他の訓練会場の様子を理解したり、広く防災意識の高揚を図っていく上でも、それぞれの訓練の内容や状況を共有できるような工夫も必要ではないかと考えます。訓練当日で終わらせるのではなく、各訓練種目のポイントや様子等も相互に共有できるような動画配信等も効果があると考えますが、県の見解を危機管理部長に伺います。

また、NPOや様々な民間の関係団体など、ソーシャルセクターが有する専門的な知見やノウハウを生かしつつ、多岐にわたる災害対応、被災者支援を官民連携により実現していくことが重要です。

連携協定や登録、人材のデータベース化など、ネットワークの構築、拡充と併せて、具体的なシミュレーションに基づいた官民連携の細かい訓練、トレーニングを重ねていくことが重要であると考えますが、県の対応策について危機管理部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には7点お尋ねがございました。

初めに、新たな地域医療構想に対する県の認識と今後の対応についてです。

今般の医療法改正により、地域の実情に応じて地域医療構想を策定する主体としての県の役

割が明確に位置づけられました。あわせて、構想の対象も、これまでの入院医療中心の枠組みから、外来・在宅医療、介護連携を含めた地域全体の医療提供体制へと拡大され、より総合的なものとなりました。

また、地域医療構想調整会議の関係者として市町村が明記され、医療機関機能の分化と連携を推進するための方策等について県が地域の関係者と協議を行うことも制度上位置づけられました。

これらの改正を踏まえ、県としては、従来よりも広い視点から医療提供体制の在り方を検討し、より一層のリーダーシップを発揮して、医師会や市町村等の関係団体と連携しながら取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、次期構想の策定に向けては、地域の医療提供体制のあるべき姿について関係者間で認識を共有するため、診療報酬データ等に基づく受療動向の分析など客観的データの活用や、地域医療構想調整会議への市町村長、住民代表の参画など、県としても地域の実情をよりの確に踏まえた議論が進むようしっかりと指導してまいります。

次に、医療法改正に伴う医師偏在是正に関する今後の施策の実行についてでございます。

今般の医療法改正では、知事が医師確保計画において重点医師偏在対策支援区域を定めるとされ、あわせて、医療介護総合確保法の改正では、健康保険者拠出による当該区域の医師手当支給が新たな都道府県事業として位置づけられました。

今後の進め方として、重点医師偏在対策支援区域については、設定の考え方などを医療関係団体と協議の上、来年度策定する医師確保計画に反映させてまいります。また、医師手当の支給は、国において保険者との調整を要することから、開始見込みは令和10年度中になると承知しております。

県としましては、今後国から示される策定ガイドラインや医師偏在指標等を踏まえ、関係者の意見を丁寧に向いながら次期医師確保計画を策定し、県内の医師偏在是正に向けた取組を着実に実行してまいります。

三つ目に、医療DXの柱である電子カルテの普及促進についてでございます。

医療DXは、医療機関の業務効率化を通じて質の高い医療を提供していくための重要な施策であり、電子カルテ普及はその中心となる取組と考えております。

今般の医療法改正で、国が主体となり医療DXを推進することが明確化されましたが、電子カルテの普及率は、全国の病院で約65%、診療所で約55%にとどまっており、地域差を生じさせない観点から、本県では、小規模な医療機関や中山間地域における導入促進が重要な課題と認識しております。

普及が進まない原因として、メーカーごとに仕様が異なることや導入費用が高額であること

が挙げられ、現在国において、小規模な医療機関でも過度な負担なく導入できるよう標準型電子カルテの開発を進めており、令和8年度中の完成を目指しているところです。

また、電子カルテ情報の標準化に対する国の支援は、現時点では病院のみが対象となっていることから、県としましては、診療所も含めて支援対象が拡大されるよう国に要望を行っております。今後、国において電子カルテ等の具体的な普及計画が策定されることとなっているため、その内容が示された段階で県として必要な対応について検討してまいります。

四つ目に、介護人材不足等による地域包括ケア体制及び在宅みとりへの影響等についてでございます。

2040年に向け、今後要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護人材不足により安定した訪問介護サービスの提供が継続できなければ、在宅で安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制の推進が困難になるとともに、在宅でのみとりを希望する高齢者の選択肢を狭めることが懸念されます。

訪問介護サービス提供体制の地域間格差については、議員御指摘の介護報酬改定影響調査結果のほか、昨年度県で行った訪問介護事業所実態調査においても、特に中山間地域の事業所は、都市部に比べて、人材の不足感、収入状況など、より厳しい運営実態にあることを把握しております。

このことを踏まえ、介護人材の確保については、介護従事者への賃上げ支援や新規入職者と事業所とのマッチングと資格取得支援、介護現場の生産性向上などに取り組んでいるところです。

また、訪問介護事業所は、国が定める介護報酬により運営されていることから、県では、介護報酬が地域の実情に応じた評価となるよう、これまでも国に対して要望してきたところでございます。今後も、国に対して必要な要望を行っていくとともに、第9期長野県高齢者プランに基づき、市町村と連携して地域包括ケア体制の充実に取り組んでまいります。

五つ目に、高齢者への予防医療の取組についてでございます。

長く健康に過ごす上で、予防医療の取組は大変重要であり、特に骨折や肺炎のリスクを低下させるフレイル対策が効果的で、それには、適度な運動と栄養バランスのよい食事が基本となります。

転倒、骨折のリスクに対しては、高齢者が日常生活の中で買物や掃除など無理なく体を動かすことができるよう「ずくだすガイド」を作成し、筋力の維持等に活用いただいております。加えて、高齢者の低栄養は筋肉量の低下にもつながるため、筋肉の基となるたんぱく質の摂取など適切な栄養摂取に関するリーフレット等を活用し、普及啓発も行っております。

また、特に高齢者に多い誤嚥性肺炎のリスクに対しては、口腔内の健康を保つことが大切で

あり、県では、歯磨きや入れ歯のお手入れなどのアドバイスを行う歯科衛生士を市町村に派遣する取組も行っております。

引き続き、高齢者の健康寿命が延びるよう、栄養面や口腔機能も含めた取組をしっかりと進めてまいります。

六つ目に、健康にも配慮した消費行動の促進についてでございます。

県では、これまで、信州ACEプロジェクトの一環として、家庭以外でも健康に配慮した食事を選んでいただける環境づくりとして、ACE弁当や3つの星レストランの取組を行っているところです。

データにつきましては、本県では、脳血管疾患による死亡率が高いことが従前から課題となっていることから、健康指標として野菜と食塩の摂取量を健康・栄養調査で把握しております。野菜摂取量は、全国の中では多いものの、減少傾向にあり、食塩の摂取量は平成22年以降ほぼ横ばいで推移しております。

また、購買行動につきましては、県政アンケート調査において、健康を意識した食事を実践している割合として把握しております。実践していると答える方の割合が直近調査ではやや減少していることから、意識を高める取組の強化が必要と考えております。

そのような中で、県としましては、例えば自分の野菜摂取量が簡単に測定できる取組を市町村の健診やイベント時に実施するなど、自分の状況を知り、行動につながりやすくなる体験を取り入れた啓発を進めていくことで、県民の健康意識の向上、行動変容を促してまいります。

最後に、エシカル消費と健康の向上に着目した取組の強化についてでございます。

信州ACE弁当の購入や3つの星レストランの利用をはじめとする健康に配慮した消費は、自分自身の健康を守りつつも、県産食材を使うことで、地域を支え、地球に優しい行動にもなるという点では、まさにエシカル消費の実践だと言えます。

一方で、ACE弁当等については、メニューや登録店舗数、販売数を増加させたいと考えてはおりますが、減塩基準を含む商品開発の手間や価格、消費者の嗜好についての課題がございます。県としましては、今後、長野県栄養士会や企業などのお力をお借りして、薄味を好まない消費者にも選ばれる商品の開発を強化して進めるとともに、消費者に対しては、だしや風味の工夫の提案など、引き続き減塩への意識向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君）私には防災・減災訓練について4点御質問をいただきました。順次回答させていただきます。

まず1点目として、防災計画等におけるドローンの位置づけについてでございますが、これ

まで、災害時には、ヘリコプターを中心とした有人航空機が、上空からの状況確認や救出のほか、物資や人員輸送に活用されてきました。

近年、ドローン技術が急速に進み、ドローンを活用できる場面が増えていると認識しております。このため、令和6年度の地域防災計画の修正に併せまして、ドローンを含む無人航空機を用いた情報収集や、食料、飲料水、医薬品等の緊急輸送などを進める旨、追記してあります。また、地震防災対策強化アクションプランにおきましても、孤立発生への備えとして3日以内にドローンによる物資輸送を実施する体制づくりを官民連携で整備することとしております。

2点目、ドローン運用体制の構築に向けた民間との連携についてでございます。

地域防災計画等に記載した取組を実現するため、県では、ドローンパイロットを有する民間事業者と協定等を締結し、災害時に速やかな対応が行える体制づくりを進めております。一例として、長野県測量設計業協会等との協定に基づき、土砂災害の発生や公共土木施設の被災状況の調査ができる体制を構築しており、ドローンを活用しております。

また、物資輸送につきましては、木曾地域6町村と共に先行的な取組を行っている事業者を含め、県内に拠点があり物資輸送が可能なドローンを所有する5社と覚書を取り交わし、新年度には実証実験に着手してまいりたいと考えております。

災害時には救助ヘリコプターとドローンの競合を避けた運用が必要なため、ヘリコプターを運用する自衛隊や警察等と共にドローンを運用する事業者も県総合防災訓練に参加していただき、各機関が安全かつ確実な運用ができるよう訓練を重ねてまいりたいと考えております。

3点目です。総合防災訓練の種目間での訓練状況の相互共有についてでございます。

災害時には多くの関係者が同時に様々な対応を行うため、訓練を通じて互いの動きを理解することは、漏れやむらの発生を防ぐことができ、大変重要なことと認識しております。

これまでの訓練では、テレビ会議システムを通じた中継や地元ケーブルテレビ会社による映像のオンライン配信などを行っておりますが、訓練中の参加者は十分確認できなかったということがございます。このため、訓練では、種目間の連携が必要な状況の付与を行い、関係機関同士がつながるよう災害時を意識した訓練計画としてきました。

議員御提案のような動画を通じた訓練状況の共有は、多くの参加者があらゆる場面を理解しやすくなることから大変有意義なものであると認識しております。今後、訓練の中でどのように活用ができるか対応を検討してまいりたいと考えております。

最後に、4点目、官民連携による各種支援のための訓練実施についてでございます。

災害発生時には、全国から多くの団体が被災地に集まって支援活動が行われるため、これらの活動を調整する仕組みが重要です。この調整を行う組織として災害中間支援組織があり、行政、社会福祉協議会を含めた3者が連携し、多くのボランティアや専門的なNPOの活動調整

を行っております。

本県では、長野県災害時支援ネットワーク、通称N-NETと申しますが、全国的にも早期に民間主導で立ち上がり、3者が連携して積極的な活動をしております。令和元年東日本台風災害の際には、県の災害対策本部にN-NETが入り、行政とボランティアのつなぎ役をして力を発揮いたしました。また、昨年12月、医療と福祉の連携や温かい食事の提供など、より被災者の避難生活に近い場面に焦点を当てた訓練を実施し、全国から注目を浴びております。

災害時の様々な場면을網羅した県総合防災訓練とともに、特定の場面に焦点を当てた訓練や研修も重要であることから、今後も官民3者が連携した取組ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には災害時も見据えた平時のドローン活用について御質問をいただきました。

ふだん使っていないものは、いざというときに使えません。災害時にドローンが円滑に活用できるよう、先ほど危機管理部長から答弁のあった実証や訓練のほか、平時から様々な用途で活用されていることが重要です。また、ビジネスとして事業が成り立つことが、機体の維持、パイロット確保等に資するものと認識しております。

県が運営する産学官の信州次世代空モビリティ活用推進協議会では、制度や技術の動向の共有、各種事例の研究、ドローン事業者と利用者のマッチング、商談期間の設定などに取り組んでいます。また、県では、山小屋を含む山岳地帯や孤立集落を想定した物資輸送の実証、観光地における自動無人空撮事業など様々なドローン活用事業に対する補助をするほか、デモ飛行や操縦体験などを内容とするイベントを実施し、県民の皆様にご近所感を感じていただけるよう取り組んでいるところです。

さらに、県内を見ても、例えば軽井沢において小売事業者が宅配にドローンの活用を実証するなど、独自のドローン活用も広まってきており、県ではこうした取組を情報発信し、横展開、側面支援をしております。

長野県にドローンがしっかりと根づくよう、引き続き多様なアプローチを続けてまいります。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）医療法改正に伴う取組は、県の裁量と責任が大変大きく重くなってきています。2040年問題を見据えた地域医療の良質かつ適切な医療環境を構築していくための対応策を求めたいと思います。

そして、持続可能な医療環境のためにも、予防・重症化予防による健康社会の構築が欠かせません。健康な方を増やしていく実効性を意識した取組の一層の強化をお願いしたいと思います。

そして、防災・減災につきましては、平時の取組が災害時の行方を大きく左右します。ドローンを取り上げましたが、ふだんの様々な分野での活用を災害時にも生かせるようなフェーズフリーの概念に基づく取組を一層広げていただくことを求めたいと思います。

それぞれの専門性を生かしながら総力を結集できる訓練と併せ、平時における相互密接なコミュニケーションの一層の充実を図っていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時43分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

次は続木幹夫議員であります。同議員の質問事項中、選挙管理委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため丸山昇一選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

続木幹夫議員。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）改革信州、塩尻市区選出の続木幹夫です。順次質問に入ります。

まず、電子投票について伺います。

高市首相は、1月23日召集の通常国会の冒頭で解散を宣言しました。今回の解散は異例づくめであり、任期の3分の1に満たない在職454日での7条解散は戦後最短、解散から16日後に投開票が行われるのも戦後最短で、自治体職員、とりわけ市町村職員は右往左往の大忙しであったと聞きます。

こうした状況を踏まえ、今こそ電子投票の導入を検討すべきではないでしょうか。電子投票とは、投票会場にタブレット端末を設置し、有権者は画面上に示された候補者をタッチペンでタッチするだけで投票ができる投票システムです。

電子投票は、2002年に施行された地方自治体電子投票特例法に基づき、自治体が必要な条例を制定すれば導入できるようになりました。これまで、我が国においては、岡山県新見市をはじめ11自治体で計26回の選挙で電子投票が行われました。

電子投票の利点は、これまで、開票日には市町村職員が総出で深夜まで開票作業が行われていたのですが、岡山県新見市の市長選と市議選で行われた電子投票では、投票締切り後、開票作業時間は25分で終わり、前回選から4時間短縮されたほか、無効票の解消につながったということでもあります。

一方、過去には、岐阜県可児市ではシステムの不具合が発生し、投票が一時中断されるという事例も報告されています。

そこで、電子投票はどのようなメリットやデメリット、課題があり、電子投票の導入についてどのような見解をお持ちか。選挙管理委員長に伺います。

次に、医師確保策について伺います。

県立木曽病院では、信州大学からの麻酔科医師の派遣が困難となり、令和8年度以降、分娩を取り扱う産科医療体制を維持し続けることが困難となる見通しとなっています。塩尻市内には産科のある病院や医院はなく、塩尻市南部地域の住民は、これまで木曽病院の産科を頼りにしていた方も多く、困惑しております。このほか、本県の医師不足は深刻で、医師確保が大きな課題となっております。

地方における医師不足の要因は、専門研修やキャリア形成のために都市部を選びやすく、また、産科、小児科、救急、外科など負担が大きく訴訟リスクも高い科は敬遠される一方で、皮膚科、眼科、美容医療など勤務環境が比較的安定した科に人気が集中するなどして医師が偏在していることによります。

本県では、信州大学、東京科学大学、昭和医科大学において地域枠を設定し、医師確保に努めています。そこで、健康福祉部長に伺います。今後これらの大学のほかに地域枠を広げていく予定はあるのでしょうか。

また、医師確保の一策として奨学金制度の拡充が考えられます。医師は、昔から社会的地位が高く、高度な社会貢献ができ、場合によっては高収入が見込め、多くの若者にとって憧れの職業であります。それだけに、授業料の安い国公立の医学部や自治医科大学や防衛医科大学などの公的な医学部は相当偏差値が高く、努力さえすれば誰でも合格できるというレベルではありません。

一方、私立大学の医学部は、相応の学力は必要ではありますが、国公立ほどではなく、受験科目も少なく、国公立に比べ比較的合格しやすくなっています。しかし、入学金の平均はおおよそ100万円から200万円程度で、授業料の平均は6年間の総額で見ると約3,200万円とされています。これは、国公立大学医学部の約350万円と比べると9～10倍の負担となり、よほどの資産家の子弟でなければ、たとえ合格しても入学することはできません。

改革信州では、昨年11月に岩手県庁に医師確保策について視察に行っていました。岩手

県内にある医学部は、私立の岩手医科大学しかなく、そのため、奨学金制度は、国公立、私立、専門科別に設定してありました。

一方、本県では、現時点では月額20万円、6年間貸与した場合は総額1,440万円の一本であります。そこで、本県においても岩手県同様に奨学金の金額をアップした私立大学、専門科別の奨学金制度を創設したらいかがでしょうか。健康福祉部長に伺います。

また、医学部生が卒業後どこの病院で臨床研修をするのかは重要で、臨床研修をした病院でそのまま医師として勤務するケースも多いということです。そして、5、6年生になると、どこの病院で臨床研修を受けるのか、全国の病院に見学に行くということです。そこで、医学部の学生が卒業後の臨床研修病院を選択するため県内の病院を見学する際に、その旅費と宿泊滞在費を補助したらいかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

次に、放課後等デイサービスについて伺います。

先頃、長野市などで放課後等デイサービスを運営していた会社の元代表が給付金を不正に受給した疑いで逮捕されました。この代表は、長野市内の事業所とは別に、県が指定した須坂市内で運営していた事業所においても給付金を不正に受給し、県から指定取消しの行政処分を受けており、関係する6市町村は給付費の返還を求めています。

放課後等デイサービスとは、児童福祉法を根拠とする、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能、居場所機能を備えた福祉サービス施設です。開設に当たっては、長野市や松本市などの中核市に開設する場合はその中核市、中核市以外に開設する場合は県に開設の指定権があります。

そこで、国、県、市町村が負担する給付費は市町村を通じて事業者を支払われる仕組みとなっていますが、本県がこの法人に対して負担していた給付額を伺います。また、国費と県費により負担した給付額の返還手続はどのように行われるのでしょうか。健康福祉部長に伺います。

今、利用者の増加に伴い、県下でも放課後等デイサービスの開設が相次いでいます。指定要件を満たして事業者指定を受けた事業者に対しては、利用者の支給決定を行った市町村が給付費を交付し、利用者負担分を除く残りのうち国が2分の1負担、都道府県と市町村が各4分の1を負担することになっています。

そこで、健康福祉部長に伺います。

今、県下には放課後等デイサービスが何か所あり、そのうち県が認可した放課後等デイサービスは幾つあるのでしょうか。また、昨年度県が放課後等デイサービスに対して負担した金額はどのくらいあるのでしょうか。

開設に当たっては、児童指導員または保育士、児童発達支援管理責任者の配置が必須であり、重症心身障がい児に対しては、さらに嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置が必要となり

ます。また、1日当たりの利用定数を超えて対応することは、やむを得ない場合は可能ですが、定員の150%以内でなければならぬと定めています。さらに、直近3か月当たりの平均利用人数を利用定員に応じて一定の割合に収めなければならぬなど厳しい基準が定められています。

そして、今、全国的に放課後等デイサービス事業所において様々な不正や不祥事が発生しています。昨年1月、新居浜市の施設で、複数の職員が児童に対して動物のようだと侮辱するなどの虐待行為があったと市が認定していたことが分かりました。しかし、通所する子供が虐待行為を受けているにもかかわらず本人にその自覚がないなどの理由で発覚しにくく、実際は多くの施設において虐待行為が行われているのではないかと見られています。開設後は、指定した自治体が、先ほど述べた設置基準を満たし、適切な療育指導が行われているかなどの指導監査の責務があります。

そこで、健康福祉部長に伺います。

本県においては、放課後等デイサービス事業所に対してどのような体制で指導を行っているのでしょうか。また、放課後等デイサービス事業所を利用している子供の虐待防止に向けた本県の取組についてはどうなっていますでしょうか。健康福祉部長に伺います。

〔選挙管理委員会委員長丸山昇一君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（丸山昇一君）電子投票のメリット、デメリットや課題を踏まえ、長野県内での電子投票の導入についての御質問でございます。

電子投票につきましては、議員御指摘のとおり、開票時間が短縮され、選挙結果が迅速に判明する、疑問票や無効票、案分票が発生しないなどのメリットがあると認識しております。一方で、デメリットや課題としましては、専用の電子投票機やシステムの費用が高額であること、機器トラブルのおそれがあること、現行法では国政選挙は対象外であることなどがあり、県内で導入した市町村はありません。

総務省でも、コスト面を考慮し、市販のタブレット端末等を活用できるよう技術的条件の見直しを行い、令和6年12月には、全国で約8年ぶりに、大阪府四条畷市の市長選・市議補選で電子投票が実施されたところですが、報道等によると、従来の方法と比べて約2.7倍の費用が発生し、端末のリース代など4,500万円ほどの費用がかかったとのことでございます。

引き続き国や他団体の動向を注視しながら導入に関する研究を行ってまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には6点お尋ねがございました。

初めに、今後の医学部地域枠の拡大についてでございます。

県は、将来県内の医療を支える医師の確保を目的に、信州大学22名、東京科学大学5名のほ

か、令和8年度入学から昭和医科大学2名を加え、計29名分の医学部地域枠を設置しております。

一方、地域枠入学者を含む修学資金貸与者に義務づけている県内医療機関での勤務については、毎年公的病院等から多くの配置要望を受けておりますが、対応のできている医療機関は一部にとどまっております。また、医師少数区域等における医師不足の問題は十分に解消されていない状況です。このため、県としましては、地域枠をさらに広げていくことが必要と考えており、今後、大学等の関係者との協議を進めながら検討してまいります。

次に、私立大学等に向けた奨学金制度の創設についてでございます。

本県の医学生修学資金は、国公立・私立の違いにかかわらず月額20万円を貸与しており、卒業後は、貸与期間の1.5倍の9年間県内の公立病院等で勤務することを義務づけております。

御質問の岩手県では、県内の医学部を有する大学が私立大学のみであり、国立大学より高い授業料等に配慮したものと推察しますが、本県では、国公立・私立にかかわらず、卒業後に等しく9年間の医療従事を義務づけていることや、他県の設定状況も考慮して貸与額は同一としております。

以上のような状況ではございますが、本県は私立大学へ地域枠を設置して間もないこともあり、今後の志願者数の状況や他県の動向を見ながら、どのような制度が望ましいか、専門科別の設定も含め、今後検討してまいります。

三つ目に、医学生の臨床研修病院見学に対する補助についてでございます。

医師には、国家試験合格後の2年間、医療の基礎を身につけるため現場での臨床研修が義務づけられており、医学生は在学中から関心のある臨床研修病院の見学等を行っております。県内には26の臨床研修病院があり、毎年120人ほどが新たに研修医として勤務を開始いたしますが、臨床研修を終えた医師のうち約3分の2の医師が引き続き県内の医療機関で勤務しております。このため、臨床研修医を県内に呼び込むことは、県の医師確保に効果があると認識しております。

県では、県内医療機関、信州大学附属病院、県医師会等と連携し、県内医療機関を紹介するガイドブックの作成や、学生と医療機関等の個別相談会を開催するなど、臨床研修医の確保に努めているところです。

御質問の補助事業につきましては、現在本県では実施しておりませんが、既に実施している他県の取組を参考にしつつ、関係者の意見も聞きながら今後検討してまいりたいと考えております。

四つ目に、不正受給のあった事業者への給付額と返還手続についてでございます。

この事業者は、長野市と須坂市において放課後等デイサービスを運営しており、県は、同事

業者による虚偽の指定申請に基づく不正を認定し、令和5年12月に事業者指定を取り消したところでございます。

この二つの事業所の利用者について、支給決定を行った6市町村が不正受給額を算定し、加算金を含めて返還を求めており、現時点の返還請求額は合計で約3億6,400万円となります。このうち、県負担額は、加算金を除く額の4分の1に相当する約6,500万円となります。国と県の負担金の返還については、事業者に給付費の支給を行った市町村が回収した上で国と県に返還を行うこととなります。

五つ目に、放課後等デイサービスの指定状況と給付費の県負担額についてでございます。

県内で県または中核市の指定を受けて運営している放課後等デイサービス事業所は、令和8年2月1日現在で306事業所、そのうち県による指定は209事業所となり、この5年間で約1.5倍に増加しております。県内の放課後等デイサービス事業所に対し令和6年度に支給された給付費の総額は約60億円であり、うち県負担額は約15億円でございます。

最後に、事業所に対する指導体制と虐待防止対策についてでございます。

事業所による適正な運営を確保するため、県では、国の指針に基づき、3年に1度の頻度で保健福祉事務所の職員が事業所を訪問して、指定基準への適合状況を総合的に確認する運営指導を実施しております。

これに加え、県独自の取組として、新規指定事業所に対して開設3か月以内に保健福祉事務所の職員が支援の根幹となる人員配置や個別支援計画の作成状況が適正であるかを実地で確認するとともに、その後1年以内にも運営指導等を行っているところです。

また、人員配置の不正を未然に防ぐため、指定申請時に全ての従業者の就任承諾書の提出を求めるとともに、児童発達管理責任者など支援の中核となる従業者には本庁職員が個別に就任意思を確認しております。

子供に対する虐待防止につきましては、運営指導時に各事業所における虐待防止委員会や虐待防止研修の定期的な開催等、虐待防止措置が講じられているかを確認しているほか、事業所の管理者等を対象とした県主催の研修会の開催や出前講座等により虐待防止意識の醸成に努めているところです。

今後も、こうした取組を通じて、適正な事業運営の確保と虐待防止を推進してまいります。

以上でございます。

[36番続木幹夫君登壇]

○36番（続木幹夫君）電子投票につきましては、2023年4月の県議選で、塩尻市区において私の名前とよく似た候補者が出馬し、この候補者とは僅か22票差で私は辛うじて当選いたしました。その後、この候補者は県選管に票の再確認を求める異議の申出をしましたが、電子投票に

すればこのようなことはなくなると思います。ぜひ今後電子投票の導入について検討をお願いしたいと思います。

放課後等デイサービスについては、現時点で県が指定した事業所は209か所あるとの答弁がありました。今後、まだまだ事業所が増えていくと思われます。これだけの事業所を今の体制で厳正に指導監査できるのか不安が残りますが、本県においては不正や虐待が起きないようにしっかり指導監査を行っていただきたいと思います。

次に、米政策について伺います。

これまで、我が国の農政は、農林水産省、農水族議員、農業団体の3者による鉄のトライアングルによって進められてきました。そして、これまでの農政は、その施策がころころ変わり、猫の目農政と言われ、また、無策をやゆし、イエス、ノーのNOをつけてNO政とも言われてきました。

そして、現在の鈴木農水大臣は、元農水官僚で、典型的な農水族議員です。しかしながら、鈴木農水大臣のこれまでの施策や発言を見ますと、農業や農政のことはあまり分かっておられないように見受けられます。

それが分かるのが、まず、昨年11月の重点支援地方交付金において、物価高騰対策としてお米券の配付を提示してきました。しかし、お米券の配付は米価格高騰対策とはならず、選挙時には票をまとめてくれる農業団体への利益誘導以外の何物でもありません。

また、石破政権における小泉元農水大臣は、減反政策から米増産に転換することを表明しましたが、その後、高市政権となり、鈴木農水大臣に替わると、「需要に応じた生産とする」と表明いたしました。しかし、米は時々の天候や災害に大きく左右され、計画生産などできないのです。政府の思惑は分かっています。生産農家は今後減少し、生産量も減少していくことが確実ですが、同時に、人口は減少し米の消費量も減少していくので、生産量と需要量を微妙なバランスを取りながら、労せずして費用もかけずしてうまくソフトランディングしていけばよいという考えなのです。

しかし、この考えはあまりに無責任で楽観的で、1993年の平成の米騒動は、梅雨前線が長期間日本に停滞したことによる冷夏と日照不足による不作でタイ米を輸入することとなりました。そして、一昨年令和の米騒動は、行き過ぎた減反の上に稲作農家の疲弊、さらには2023年以降の猛暑による生産への影響が加わって米不足が一気に顕在化した結果もたらされたものであります。

今日の地球温暖化に起因する極端な気候変動は予測不能であり、異常気象は今年起こるかもしれないし数十年後かもしれませんが、必ずまた起きます。そのたびに、これからも泥縄式にその場しのぎの施策を行っていくのでしょうか。

さらに、鈴木農水大臣は、2月の定例記者会見で、高市首相の食料自給率100%を目指す発言を支持し、現在、食料自給率カロリーベースで38%あるものを、僅か4年後の2030年に45%に上げると表明いたしました。このようなことは、少しでも農政を知っている者であれば、まず不可能であることは分かります。この発言からも、鈴木農水大臣は、農業の現状、現実がほとんど分かっていないことが分かります。

農政に限らず、極度な中央集権国家である我が国において、県の裁量で独自に行える施策は少ないのですが、このたび、県が音頭を取り、米生産者や流通業者、消費者団体による長野県産米生産・流通・消費等検討会議の4回目の会合が今月10日に開かれ、共同宣言をまとめました。

そこで、農政部長に伺います。

この共同宣言では、当初予算にも、農地等の基盤整備を加速させるため、農地の集積・集約化を促進するとあり、これは、土地改良事業によってあぜを崩し1枚の区画を大きくするということだと推察します。本県は、傾斜地に水田が棚田状に広がっている地域が多く、土地改良事業が困難な地域が多いと考えられ、事業費も多額になると思われませんが、この事業を今後どのように進めていくのか。村山農政部長に伺います。

また、共同宣言では、生産者にとって適正で消費者も納得できる価格形成を目指すとのことですが、世界の多くの国では、生産者が再生産できる所得が得られ、消費者も納得できる価格とするために、この価格差を埋める所得補償制度を導入していますが、今の政府にはこの制度を導入する気は全くないように見受けられます。

こうした状況下で、共同宣言では、国が来年度公表する生産コストを踏まえての米のコスト指標を基に県版の独自指標を作成し、価格に含まれる費用を可視化し、生産者にとって適正で、消費者も納得できる価格形成を目指すとのことですが、そのような価格を示すことが可能なのでしょうか。さらに、価格形成が実現したとして、コスト指標に基づく取引をどのように実現していくのでしょうか。以上、農政部長に伺います。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君）私には2点御質問をいただきました。

まず、傾斜地における土地改良事業の今後の進め方についてでございます。

傾斜地の農地は、小さい区画では大型機械が導入できない、区画を拡大するとのり面が大きくなり草刈りの負担が増えるなどの課題があるため、県では、地形条件や導入する機械に合わせた区画拡大や、草刈りが安全にできるのり面の緩傾斜化などにより生産性を高める基盤整備を進めているところでございます。

農地の基盤整備は、構想策定の段階におきまして、十分な地域の合意形成を図る必要があります。

ますが、権利関係等の基礎調査や担い手の意向確認に必要な図面作成などに係る市町村の財政負担が事業化のボトルネックとなっております。このため、次年度からは、市町村が行う構想策定に係る経費を県が支援することで、早期事業化を後押しし、国の農業構造転換集中対策予算等も活用しながら、ソフトとハードの両面から基盤整備の加速化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、米の適正な価格形成の可能性とコスト指標に基づく取引の実現についてのお尋ねでございます。

県では、今月10日に生産、流通、販売、消費の各段階に関わる皆様と共に、消費者に納得感があり、生産者も希望が持てる価格形成を目指す姿に掲げた共同宣言を行ったところでございます。あわせて、それぞれの立場でこの目標の実現に向けた「私のアクション」を宣言し、現在、現場レベルで積極的な取組を進めていただいているところでございます。

来年度以降も今年度確立した一体的なこの連携体制を継続し、情報交換を行いながら、本県の生産や流通の実情を踏まえて作成する県版コスト指標に基づく取引が行われることで目標が達成されるものと考えております。

国においては、フードGメンの配置や取引実態調査などにより市場監視を強化する方針を示しておりますので、国とも連携して、コスト指標に基づく取引の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔36番続木幹夫君登壇〕

○36番（続木幹夫君）このたびの総選挙では、自民党が大勝し、高市政権が続くこととなり、中国との関係は悪化の一途で、先頃中国は日本の20の企業・団体を対象に、レアアースなど軍民両用品の輸出を禁止する措置を発表いたしました。特に、精密機械には必須のレアアースの輸入が滞れば、精密機械工業を主力産業とする本県にも大きな悪影響が及ぶことが考えられます。

この中国は、14億人の人口に対して穀物自給率は90%以上で、1年半分の食料備蓄があるそうです。一方、我が国は、このたびの令和の米騒動で備蓄米を放出し、現時点で米の備蓄量は半月分しかなく、パンや麺類の材料となる小麦の国産比率は僅か13%であります。こうした状況で幾ら軍備を増強しても、今、中国と戦争してもかなうわけがないのであります。

そこで、阿部知事に要望いたします。全国知事会長として、高市首相に対して、意地を張らずに我が国発展のために中国との関係改善を図るよう進言していただくことを要望し、一切の質問を終わります。

○議長（依田明善君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回は、漫画やアニメ、映画・映像などを扱う、いわゆるコンテンツ産業を取り上げます。

コンテンツ産業の市場規模は、2024年、日本国内において約15兆円に達し、過去最大を記録しました。これは、GDPの数%規模に相当。人口減少下の日本にあって、国民によるコンテンツ消費が確実に増加していることを示しています。

海外に目を向けてみますと、世界市場のそれは135兆円を超えており、これまた右肩上がり成長が見込まれ、うち日本発のコンテンツ売上は約6兆円に到達。その規模たるや、鉄鋼産業や半導体産業の輸出額を超え、知らず知らずのうちに日本の基幹産業たる地位を築いています。

そこで、長野県行政がコンテンツ産業の振興に取り組むことで期待できる価値とは何なのかと考えたときに、一つには、経済的価値、わけても高付加価値産業の創出と外貨獲得というのは確実にあると思います。というのは、コンテンツ産業は製造業のように大量の原材料や輸送コストを必要とせず、デジタル配信を通じて世界市場に直接アクセスできる点に特徴があります。

陸海空を通じた物資輸送に不利な長野県がこの分野を育成することは、新たな輸出産業を根づかせ、外部資金を直接呼び込める点で欠かせない価値があります。

また、もう一つ、コンテンツ産業は、若年層や高度専門人材との親和性が高く、地域に若者を引き止め、または呼び寄せる装置として機能します。創作活動を仕事にできる地域、自己表現で生きていける地域というクリエイティブなイメージは、これまでの地方像を刷新し、定住人口の拡大につながります。男女間の根強い役割意識が人口流出に拍車をかけていると言われる長野県がこうしたイメージを持つことは、これまた殊さらの価値があるのではないのでしょうか。

そこで、まず、産業労働部がコンテンツ産業の振興に取り組んでいること及び今後の見通しを伺った上で、例えば、信州ITバレー構想の行方はどうなっているのでしょうか。確かに、信州リゾートテレワークなどを通じて人材の獲得に一定の成果があったとしても、県外から人材が集まって素晴らしい環境下で仕事はできるが、肝心の仕事の納品先はまた東京であり、大都会であるというならば、それは非常にもったいないことです。

これからは、仕事内容でもよりディープに長野県と関わってもらえるよう、IT政策の旗印をより鮮明にし、コンテンツ産業の位置づけを含めて次のステップを明確に描いていく必要があります。

新年度予算案で力強くうたわれている成長期待分野の中身を見てみると、医療機器や航空・宇宙機器、食品関連と毎年おなじみのラインナップが目を見せますが、これら長野県が元から

強みにしている分野とは別に、客観的に急成長している分野等についても展開可能かどうか適宜柔軟に検討していくべきだと考えます。

そこで、県内でコンテンツ産業に関わる人数が把握できているのか、IT人材の動向実態はどうなっているのかという点に加えて、成長期待分野にコンテンツ産業は該当し得るのか。同じく、産業集積強化推進事業においてコンテンツ作業は対象となり得るか。以上、産業労働部長の見解を求めます。

さて、せっかくのコンテンツ回なので、漫画やアニメの話題も出していきたいと思います。かくいう私も、小中学生の時分に毎週「週刊少年ジャンプ」を買っていた頃からの自称漫画オタクではありますが、最近は作品数自体が増えているせいもあってか、地方に光を当てる漫画を目にする機会が多くなりました。

例えば、私も大好きな近年の超ヒット作の「呪術廻戦」。単行本はシリーズ累計発行部数1億5,000万部を突破し、アニメは現在第3期が絶賛放送中であります。ファンの間では「鬼滅の刃」をしのぐ傑作と譲らない作品であります。主人公の高校生虎杖悠仁らが戦いを挑む最大にして最強の相手が、一つの胴体に二つの顔と四つの手足を持つ両面宿儺という呪いの王になります。ただ、呪いの王とはいえ、この両面宿儺、モデルはまさに同じ名前の西暦400年前後にお隣の飛騨地方に実在した豪族だと言われています。「日本書紀」にも記述があり、地元を守った屈強のヒーローでありながら、大和朝廷から見れば手ごわい逆賊であったため、二つの顔と四つの手足という異形の姿で描かれたという説があり、飛騨高山地方には、両面宿儺にちなんだお寺や仏像が点在しているとのこと。

いやしかし、それを知るにつけ、なんと惜しいことか。著者の芥見先生、目先をもう少し東に、アルプスを一つ越していただければ、こちらには八面大王という、顔を二つどころか八つ持ち合わせた伝説の鬼を描写できたのに。そんな妄想をついつい膨らませてしまうわけですが、いずれにせよ、漫画や映画以外の手法では、地域のちょっとした説話をここまで大きな存在にリニューアルできないに違いありません。

と同時に、思うことは、超大作がどの地域の説話を拾うかは、現状、ひとえに作者の胸先三寸、逆に言えば、昨年のコナン映画にしても、近年話題の「逃げ上手の若君」にしても、長野県が舞台になれば超ラッキーなのですが、しかし、こうして半ば当たるも八卦当たらぬも八卦になっている言わば偶然の産物を、今後は意図的な連続として長野県がグリップを効かせることができるようになるならば、経済面、産業面のみならず、文化面や観光面においても多大な効果を発揮すること請け合いであります。

そこで、次の質問は、文化財活用について、長野県内には神話や民話にまつわるものを含め、数多くの文化財が存在しています。神事や伝承を語り継ぐ担い手が減少し、文化財が無言の存

在になりつつある中で、コンテンツ産業は、文化財を単なる保存対象から共有される物語へと変換し、世界中の人々に知ってもらう手段となります。文化財活用策としても積極的にコンテンツ産業を活用していくべきではないでしょうか。

ここでは、ひとまず、文化財の保存、活用における今日的課題と、長野県の文化財活用の成功事例について県民文化部長に御説明いただきます。

続いて、観光スポーツ部に対しては、信州フィルムコミッションネットワーク推進事業における漫画やアニメの取扱状況と、同事業における成果指標に、成約数ではなく相談件数を置いた理由、さらに、同事業以外の施策でコンテンツを活用した取組実績の3項目を簡潔に伺います。

そして、ここで一番言いたいことは、来年度の新規事業でも、自然や文化、食など観光素材をさらに磨いていこうとするものがありますが、本当にそれぞれ費用対効果が望めるものなのか。もっと言えば、総じて見ればもう素材磨きはある程度十分なレベルに達していて、むしろ求められているのは、観光スポーツ部自身がそういった素材一つ一つを丁寧に拾い上げて編集し、物語化してストックし、自ら主体的に売り出すことではないかという点です。

例えば、言わずもがな、長野県は山岳地帯を多く抱え、修験道、山岳信仰の交差点として発展してきた地域であり、その中で生まれた御嶽信仰、戸隠信仰、諏訪大社を中心とした諏訪信仰などは全国的にも極めて重要なはずですが、物語として体系的に再編集されてきたとは言い難い状況です。

そこで、県内各地に散在する素材を改めてストーリーや文脈でつなぎ、観光スポーツ部自らがプロモーションしていくような事業を展開すべきではないか。以上、観光スポーツ部長の見解を求めます。

知事にも何点か伺います。

県は、近年、知事の肝煎りで共創推進事業を導入してきました。その理念と方向性には大いに賛同し、さらなる充実を願ってやみません。その際、願わくば、専ら県民からの提案を起点としている現状をバージョンアップして、県の重点施策にもその手法を導入し、かつ、それらについては県からの提案を起点とし、例えば、コンテンツ産業ならば、プロのクリエイターや若手のIT人材とコラボして産業集積と民間市場の呼び水をつくっていくというようなチャレンジをすべきではないでしょうか。こうしたスキームの構築、拡大の可能性について知事の考えを伺います。

先日、新海誠さん関連の会社が2027年中に佐久市で映画館を開業する予定であるとの報道に触れました。建設費や人件費の高騰に伴い、昨年夏から建設計画などを見直していたようですが、聞くところによれば、県にも相談が行ったものの、うまい支援事業が見当たらなかった

とか。結局、別ルートで追加資金の調達にめどが立ったとのことですが、全国的な知名度を誇る新海誠さん関連の事業を県が拾えなくて本当に大丈夫なのか、不安と疑問を禁じ得ません。コンテンツ産業などは、特に縦割り行政のままでは的確にマーケットニーズを捉え切れません。部局横断に関わる事項を時の流れに沿って的確に把握し、施策展開するための対策の必要性について知事の所見を伺います。

また、先週の土曜日夕刻には、松本駅自由通路で高さ3.5メートルのゴジラ像の除幕式がありました。松本市出身の映画監督の山崎貴さんが手がけた「ゴジラ-1.0」がアメリカのアカデミー賞を受賞した記念として地元住民グループが制作したゴジラ像のお披露目式でした。私も一般客としてその様子を見させていただき、北アルプスから駅構内に西日が差し込む情景と相まって、大迫力の式典に心打たれました。

ゴジラと言えば、羽田沖の東京湾から突如出現して東京都心をじゅうりんし、国民を阿鼻叫喚の地獄絵図に巻き込んでいくのが鉄板ネタであるものの、いずれはこの強烈な西日を背景に、雄大な北アルプスの稜線から「進撃の巨人」のごとくゴジラが出現し、松本駐屯地辺りを最終防衛線として繰り広げられる一大地方都市バトルもぜひ見てみたいと、これまた走った脳内ファンタジーとともに抱いた思いは、新海誠さんも山崎貴さんも人一倍強い地元愛をお持ちのようですから、トークショーや各種イベントの類いを越えて、長野県の発案として、短期的にはこうしたトップクリエイターにもどんどんコラボ事業、共創事業の企画を持ちかけ、コンテンツ産業の裾野を着実に広げ、中長期的には、例えば漫画や映画に興味関心を持った小中学生が地元の高校や大学で漫画や映画を学び、その後県内でコンテンツ産業に携わって生活できるというような持続可能なまちづくりに向けて積極的に取り組むべきではないかということです。

とりわけ、後者については、一般にどの分野も就学と就労が別々に語られがちで、一つのパッケージとして政策に落とし込み切れていないため、長野県の強みを若者に訴求できていないのではないかと大きな問題意識を持っています。

そこで、この点に関する知事の認識を伺った上で、実際知事御自身はコンテンツ産業の振興にどの程度関心がおありでしょうか。あるいは、本日の話をお聞きになって少しでも関心を寄せていただけたでしょうか。コンテンツ産業を今後長野県の基幹産業に育てていくべきと考えるが、重点施策として取り組む考えはあるか。以上、知事の所見を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君）私にはコンテンツ産業に対する産業労働部の取組について4点御質問をいただきました。

まず、コンテンツ産業に対するこれまでの取組と今後の見通しについてのお尋ねです。

いわゆるコンテンツ促進法では、映画、音楽、漫画、アニメーションなどを制作、複製、上映、配信する産業がコンテンツ産業と位置づけられております。

本県では、コンテンツ産業とも関わりの深いIT分野について、信州ITバレー構想の下、振興を図るとともに、コンテンツ関連事業者に対しても経営支援や創業促進、企業誘致などの支援を行ってきたところです。

また、知的財産権の保護・活用に関するセミナーや相談会なども実施し、事業者の取組を支援しておりますが、コンテンツ産業に特化して成長を支援する取組はこれまで実施してきておりません。

漫画やアニメをはじめとしたコンテンツ産業は、世界的に市場が拡大し、稼ぐ産業として存在感を高めています。また、佐久市では、漫画塾でクリエイター育成に取り組むとともに、県内には漫画やアニメのいわゆる聖地やロケ地などが数多く存在するなど、コンテンツ分野において強みを有している地域だと認識しております。

今後、こうした強みを生かし、どのような振興策が可能か、市町村や経済界の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、信州ITバレーの構築、コンテンツ産業に関わるIT人材の把握についてのお尋ねです。

信州ITバレー構想は、令和元年の策定以来、IT企業やIT人材の集積を目指し、産学官が連携して取組を進めてきたところです。構想の成果指標として掲げたIT産業の売上高、AI・IoT導入率、IT事業者数は目標達成には至っておりませんが、確実に増加したことに加え、長野市のNICOLLAPや松本市のサザンガクなど、IT人材が交流し、共創する拠点が生まれたほか、産学官コンソーシアムによる県内IT企業の開発力向上や新事業創出、さらには関係機関が連携したデジタル化の一貫支援体制の構築など、一定の成果が得られているものと認識しております。

次に、コンテンツ産業に従事する県内IT人材の人数についてですが、国の統計体系ではコンテンツ産業という独立した区分が設けられておりませんので、県として正確な人数を把握することはできておりません。なお、経済産業省によれば、コンテンツ産業は日本標準産業分類において情報通信業及び学術、専門・技術サービス業に分類されており、これらに該当する県内従事者数の総数は令和3年の経済センサス活動調査で3万3,698人となっております。

次に、コンテンツ産業を成長期待分野と考えられるかという御質問です。

漫画やアニメなどのコンテンツ産業は、国のクールジャパン戦略の柱に位置づけられており、近年、世界的に動画配信サービスが普及する中で、我が国の輸出額は鉄鋼産業や半導体産業を上回る規模となるなど、成長が期待される分野であると認識しております。

さらに、コンテンツ産業は裾野が広い産業であり、アニメや映画の舞台を活用した観光地域づくりや商品開発など関連産業への波及効果も期待できるとともに、議員御指摘のとおり、内陸県でも成長が期待できる分野であると認識しております。こうした点を踏まえ、国の日本成長戦略会議では、17の戦略分野にコンテンツ産業が挙げられていることもあり、本県においても成長期待分野であると認識しております。

最後に、産業集積強化推進事業におけるコンテンツ産業の対象の有無についてです。

産業集積強化推進事業は、様々な業種の企業立地の促進を目的として実施しているものであり、コンテンツ産業に属する企業が本県に立地する場合には、ICT産業立地助成金や本社等移転促進助成金が支援対象となる企業があるものと考えております。

具体的には、ICT産業立地助成金では、情報サービス業であるゲームアプリ開発やインターネット付随サービス業であるインターネットを通じた音楽、映像等のコンテンツ配信などに関わる事業所の立地が支援対象となっています。

また、本社等移転促進助成金においても、コンテンツ制作に従事する方が勤務する事業所の立地が支援対象となっております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には文化財に関し2点御質問を頂戴いたしました。

まず最初に、指定文化財の保存活用に関する課題についてでございます。

国または県の指定文化財につきましては、文化財保護法の下で保護され、現状変更には制限を加える一方、税制上の優遇措置や保存修理の費用に対して補助を行うことにより一定の成果を上げてまいりました。

一方、近年の過疎化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、所有者が地元におらず、貴重な建造物が空き家のまま放置されていることや、地域の伝統行事の担い手がおらず、民俗芸能の継承が難しくなっていることなどが課題でございます。

また、これまでの文化財行政は、貴重な文化財が取り壊されたりなくなってしまうよう守ることに重点が置かれ、活用という視点が十分でなかったため、行政において文化財を活用するノウハウが蓄積されておらず、民間等との連携も十分ではないことや、個別の文化財ごとの取組が中心で地域全体としての取組が不足していることなども課題と認識しております。

こうした状況を鑑み、平成31年の文化財保護法の改正では、文化財を活用しながら保存という方向にかじが切られましたことから、本県では、「守って活かす、活かして守る」を副題といたします長野県文化財保存活用大綱を策定し、まちづくりや観光など様々な施策分野に文化財の積極的な活用を促進する取組を始めているところでございます。

続きまして、長野県における文化財活用の成功事例についてでございます。

成功事例としては、まず妻籠宿の取組が挙げられます。妻籠宿は、過疎化により衰退が進んでいたところ、観光開発を集落保存の方向へとかじを切り、明治百年事業として妻籠宿の復元事業を実施いたしますとともに、地元住民により設立された妻籠を愛する会が町並み保存の中心となり、活動を行っております。こうした努力により、観光客が急増し、歴史的町並み保存のトップランナーの地位を確立しております。これらの取組が、木曾地域が日本遺産に認定されるきっかけの一つになったものと考えております。

また、長野市松代地区では、真田家ゆかりの真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅などの文化財を活用し、地域住民がエコール・ド・まつしろ倶楽部という組織を立ち上げ、茶会、句会、武道体験などの体験型観光を展開しております。この取組により、観光客は大きく増加に転じました。

このほかにも、地域住民、棚田オーナー、行政が一体となった保全・活用活動により観光名所としての地位を確立した千曲市姨捨の事例などがございますが、総じて短期間で成果が出たものではございません。これら成功事例は、文化財の活用にあたって、地域の文化財を点ではなく面として捉え、長期的なビジョンを持って地域一体でマネジメントを進めていくことの有効性を示しているものと考えております。

こうした取組を推進するためには、まずは市町村における文化財の保存・活用に関する総合計画である文化財保存活用地域計画の策定が有効でありますことから、県としても市町村の取組へ伴走支援を行い、地域のブランド力向上につながるようサポートしてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長高橋寿明君登壇〕

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、フィルムコミッションネットワークにおける漫画、アニメの取扱いと成果指標の考え方についてのお尋ねです。

地域のフィルムコミッションや市町村、観光協会等の連携促進のために設立した信州フィルムコミッションネットワークは、県内各地での撮影に関する様々な相談に応じておりまして、漫画やアニメに関する問合せにも対応しているほか、昨年公開された劇場版「名探偵コナン 隻眼の残像（フラッシュバック）」のエンドロールの映像撮影にも協力したところであります。

また、議員御指摘の成果指標につきましては、ネットワークへの相談だけでなく、各地域のフィルムコミッション等への相談件数も含んだ県全体の数字としておりますが、これは、県全体の窓口として地域に多くの相談をつなぐ役割を担っていることから、個々の成約件数ではなく、県全体の相談件数を指標として設定したものであります。

なお、県全体に寄せられた相談件数の実績は、過去5年間の平均で年間400件程度でありまして、相談の結果、実際に撮影が行われた件数は年間230件程度となっております。

次に、漫画、アニメといったコンテンツを活用した取組の実績についてのお尋ねであります。

県としては、昨年公開された「名探偵コナン」の映画に長野県庁が登場したことを受け、県警とも連携して1階県民ホールの特別展示に取り組むことで、国内外から多くの方々にお越しいただきました。また、南牧村をはじめ県内の市町村や企業の取組を紹介する特設ホームページによる発信や、鳥取県で開催されたコナンまつりへのブース出展などに取り組ましました。

さらに、「名探偵コナン」以外の作品についても、上田市、伊那市、中野市、千曲市などにおいてアニメ作品とコラボしたパンフレット制作などのプロモーションを展開しておりまして、県としてもPR活動に協力しているところであります。

このほかにも、漫画やアニメの舞台となりファンが訪れている場所は県下各地にございますので、信州デスティネーションキャンペーンにおきましても、こうした場所の紹介に加えまして、スタンプラリーなど周遊を促す企画も検討していきたいと考えております。

最後に、コンテンツをストーリーでつなぐプロモーションの取組についてお答えいたします。

議員から御指摘がありましたように、映画のロケ地などのコンテンツを個別にPRするだけでなく、その背景にある歴史や文化、地理的特徴などのストーリーに結びつけて発信していくことは重要な取組であると認識しています。

撮影関係者が現地を訪問する際には、地域のフィルムコミッションや市町村等において、撮影地の案内や住民との交流会などの機会を捉えて、その場所の歴史や文化、特徴を共有し、地域の魅力を広く作品の中に取り入れてもらえるように取り組んでいただいているところであります。

また、撮影場所を掲載したロケ地マップなどに地域の歴史や文化等を結びつけて発信する取組は、長野、松本、上田など各地域のフィルムコミッションでも行われておりますが、こうした取組をさらに充実するとともに、地域を超えた取組を広げていく必要があります。

今後、県フィルムコミッションネットワークとも連携し、こうした各地の取組を支援するとともに、映像制作会社等が集まる全国ロケ地フェアなどでも積極的にPRを行い、新しい作品づくりに結びつくように働きかけてまいります。

そして、県下各地域に残る独自の神話や伝承などにつきましても、デスティネーションキャンペーンをはじめ県の観光プロモーションを行う際に、コンテンツをつなぐものとして生かしていけるようにこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問をいただきました。いずれも重要な御意見、御提案だというふうに受け止めております。

まず、県からの提案による共創の推進ということでございます。

私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議、あるいはくらしふと信州などを通じたゼロカーボンの取組、こうした県民の皆様方との共創につきましては、県民と長野県との双方で課題を持ち寄って取り組んでいくことが大変重要だと思っております。

産業振興に関連しましても、ITバレー構想やワインバレー構想のように企業・団体の皆様と知恵を合わせ、力を合わせて取り組んできたところでございます。

コンテンツ産業も、成長が期待でき、観光地域づくりや商品開発などへの波及効果も期待できる産業だというふうに認識しており、今後取り組んでいくに当たりましては、市町村や産業界とも連携して取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

来年度から実施予定の長野県共創デザインラボ（仮称）につきましても、県として特に共創を進めたい分野を提示し、企業等に具体的な提案を求めるなど、この運営の在り方についてはよく工夫して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、コンテンツ産業のみならず、時流に乗り遅れないための体制、対策が必要ではないかという御質問でございます。

県政全般、特に産業分野におきましては、世界の潮流、あるいは経済、産業の中長期的なトレンドを的確に捉えながら政策に機動的に反映していくということが重要だというふうに考えております。

こうした観点で考えたときに、今の県組織は、決まった仕事を進めるためには機能的であるものの、新たなテーマに積極的に取り組んでいく上では幾つかの課題があるのではないかとこのように考えております。

例えば、限られた人員の中で全く新しい事業や政策をつくっていくには、ある意味、遊軍的な存在、組織が必要だと思いますが、そうしたものがうちの県は非常に少ない。極めてスリム化していますが、自由に動ける組織が少ないという問題がありますし、また、複数部局にまたがっている政策課題に全庁で向き合い、こうした課題に予算や人の配置も含めて組織として仕事に落とし込んでいく、こうした仕組みが必ずしも十分にできていないと。加えて、全庁的に多忙感ということが課題になっておりまして、新しいテーマに取り組んでいく、新しい球を拾ってくる、そうした余裕が組織全体としては少ない。こうした課題があるというふうに認識しております。

こうした点はしっかり改善していかなければいけないというふうに思っておりますが、今般国においてこのコンテンツ産業を17の戦略分野として掲げているということは、我々にとって

は大きなチャンスでもあるというふうに思っています。各地域の産業クラスターの戦略的形成支援を国として支援していくという形になっておりますので、我々としても、これまでの産業政策に取り組む組織の在り方であったり、職員の意識だったり、こうしたことを見直していくための絶好の機会ではないかというふうに考えております。

コンテンツ産業への対応はもとより、地域未来戦略など国の動きや産業界の最新の動向を取り込むということを常に意識して、新しい施策、新しい事業にも柔軟に対応していくことができるよう、部局横断的なプロジェクトチームの設置等も含めて組織運営の在り方についてしっかり検討していきたいと考えております。

続きまして、若者の未来を見据えた一貫した政策が足りないのではないかという御質問でございます。

コンテンツ産業は、若者から選ばれる魅力ある産業の一つだというふうに考えております。若者・女性から選ばれる県づくりを目指している本県としては、コンテンツ産業のように若人たちにとっても魅力のある企業や産業をより振興していく、盛んにしていくことが重要だというふうに考えております。

一方で、子供たちや若者たちへ学びから就労まで一貫したメッセージをお届けできるような政策をつくっていくためには、産業政策や教育政策の方向性をしっかり合わせていくということが重要であり、組織の縦割りの壁を突き崩していかなければいけない部分があるというふうに思っております。

また、若者たちが夢を持って進んでいけるよう、一定の方向性、道筋をしっかりと示していくことも重要ではないかというふうに考えております。御指摘いただきましたように、こうした取組はまだまだ十分でない部分があるというふうに考えております。

来年度は、産学官金で構成します地域構想推進プラットフォームを設置していく予定にしております。コーディネーターを配置して、産業界と県内の高等教育機関や高等学校との連携を仲介していく取組を進めていこうというふうに考えております。また、教育委員会においては、高校教育において地域社会を支える産業人材の育成に今後一層力を入れていくという方向になっております。このように、まずは産業と教育をしっかりとつないでいきたいというふうに考えております。

その上で、こうした様々な動きを連動させ、縦割りではなく、若い人たちが未来を見据えて自らのライフデザインを構築できるよう、そして、そうした取組を我々県行政も一定の方向性をお示ししながらしっかりと支援できるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、コンテンツ産業への関心、重点施策として取り組む考えはあるのかという御質問でございます。

県として、このコンテンツ産業の振興については、まだ取組がほとんどできていないという残念な状況ではありますが、チャレンジしていく価値が十分にある分野だというふうに考えております。

海外に行く際に、長野県のPRでは、スノーリゾートですとか、豊かな自然がありますとか、いろいろなことを宣伝させていただきますが、特に若い人たちから一番反応があるのは、やはりアニメ、映画、こうした分野であることはほとんど間違いないと。韓国に伺ったときも、コナンの話をするだけでメディア関係の皆様方の目がらんらんとするということは私としても実感しているところでありますし、まさに日本を代表する文化、産業がこのアニメや漫画であるということは多くの方が認めることだというふうに思っています。

また、御質問にもありましたように、コンテンツ産業は日本の輸出産業の主力に成長しておりますし、今後も我が国が独自の分野で存在感を発揮していく上で大変重要な分野だというふうに思っておりますし、私も強い関心を持っているところでございます。

御質問にもありましたように、本県は数々のアニメや映画の舞台、ロケ地に活用され、また、山崎貴監督や新海誠監督をはじめ著名なクリエイターを輩出している県でもあります。また、佐久市の漫画塾などクリエイター育成に取り組んでいただいている地域もあるなど、こうしたコンテンツ産業を集積していくための素地は十分あるというふうに思っております。

また、内陸に位置する本県ではありますが、このコンテンツ産業は輸送の負担が少ない産業でありますし、また、クリエイティブ人材が集積している東京都とのアクセスもよいという地理的なポテンシャルも高いというふうに考えております。

コンテンツ産業は、政府が掲げている17の戦略分野の一つにもなっております。また、若い人たちにとっても魅力的な産業であるという位置づけであることから、こうした本県のポテンシャルを最大限生かして、このコンテンツ産業を本県の産業として育てていきたいというふうに思っています。

県として取り組んでいくことはたくさんありますが、ほかの県に負けないようにしっかりチャレンジしていけるように、今後具体的な取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（依田明善君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する

質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時51分延会